

第7回平成19年3月定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成19年3月19日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時44分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

## 5. 議事日程

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 27号 | 平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)について<br>(質疑~表決)       |
| 日程第 2 | 議案第 28号 | 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について<br>(質疑~表決)   |
| 日程第 3 | 議案第 29号 | 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)について<br>(質疑~表決)    |
| 日程第 4 | 議案第 30号 | 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)について<br>(質疑~表決)   |
| 日程第 5 | 議案第 31号 | 平成18年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第2号)について<br>(質疑~表決)   |
| 日程第 6 | 議案第 32号 | 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について<br>(質疑~表決) |
| 日程第 7 | 議案第 33号 | 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)について<br>(質疑~表決)   |
| 日程第 8 | 議案第 34号 | 平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)<br>(質疑~表決)         |

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

第7回の定例会もきょうで5日目になります。またきょう1日ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

開会に先立ちまして、町長の方から発言の申し出がありますので、許可したいと思ひます。  
太田町長。

町長(太田貴美) 皆さんおはようございます。

職員の懲戒処分につきまして、ご報告をさせていただきたいと思ひます。

去る3月15日、与謝野町加悦地域振興課主幹、安井義明が、刑法第96条の3の規定による競売入札妨害容疑で起訴されたことにより休職処分といたしました。16日に助役が本人と面会の上、本人も罪状や起訴事実について認めており、また、懲戒免職処分についても了承したことから、地方公務員法第29条第1項第1号の規定による地方公務員違反、法令に従う義務、32条、信用失墜行為の禁止、33条、及び職務に専念する義務、35条違反、及び同項第3号の規定による、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に該当するものとして、本日付で懲戒免職処分といたします。

以上、ご報告申し上げます。

議長(糸井満雄) ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思ひます。

日程第1 議案第27号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案については既に質疑に入っておりますので、質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

服部議員。

13番(服部博和) それでは住民環境課長にお願ひしたいと思ひます。

51ページで廃棄物処理のところでございます。最終処分場の修繕料が上がっておるわけでございますけれども、野田川の処分場に雷が落ちて、シートが破れたという項目だろうというふうにするわけでございますけれども、それにつきまして状況を説明していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長(糸井満雄) 藤原住民環境課長。

住民環境課長(藤原清隆) それでは服部議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

修繕料ということで255万円追加をさせていただいております。この件につきましては、昨年9月10日の雷などの影響によりまして、流入水量とか放流水量、それから水質記録、こういったものを表示する計器の異常が発生いたしまして、工事の請負元の業者を通じまして計器の製造業者、これにつきまして調査を依頼しております。

これにつきましては、雷によりましてAD基盤の不具合ということでございます。当初は、計器を交換したら済むかなというふうな思っただけですけれども、この計器の交換後にUV計と

言いまして有機性汚濁物質の測定装置、これに異常があるということで、これも一緒に修繕をするということになったわけでございます。それでこの修繕に要します経費が、合計で317万4,000円でございます。不足額を補正計上させていただいたということでございます。

それから、先ほどシートの破れた

13番(服部博和) どういう処置ができたか。

住民環境課長(藤原清隆) 野田川の最終処分場のシートの破れた件でございますけども、状況としましては、一番上に保護シートがあるわけですけども、その保護シートがA4版の用紙程度ですか、ペロッとめくれておりまして、その下に上層の遮水シートがありまして、それが引き裂かれたような状況になっておりまして、原因につきましては、その付近に鋭利な金属製のものが残ったということで、あくまでも想像にすぎませんけれども、重機でなしたり、そういうときにやったのではなからうかなということでございます。特定した原因は、ちょっとわかりませんが、そういうことです。

議長(糸井満雄) 服部議員。

13番(服部博和) 今の汚濁装置も一緒に取りかえていくということで、最近いろいろと全国各地で、この前も石川県の志賀町なんかの原発の問題、そういう問題で公害の問題が大変クローズアップをされとるわけでございますので、十分気をつけていただきまして、川下の住民に被害が及ばないように、徹底した管理をお願いがしたいというふうに思うわけでございます。

最終処分場の件は、以上でございますけれども、その公害の関係ということで、ちょっと視点を変えて、課長に引き続きお伺いをしたいというふうに思っておりますけれども。

旧加悦町の温江地区に、プラテックという会社があるわけでございます。ここからよく見えておるわけございまして、私もよく戸を開けて、そこの工場の出てる煙ですか、水蒸気ですか、あれを眺めておるわけでございますけれども、今までからこのプラテックという会社と地域の方々の間で、かなりのあつれきがあったわけでございます。これは課長もご存じのとおりだろうというふうに思っております。今まではあそこの地内が温江地内でありますので、温江のあの近所の方々を中心としたところでの反対同盟というようなものが、反対同盟という言葉はちょっと悪い言葉でございますけれども、いわゆるそれに対して改善を求めていこうという組織ができておったわけでございます。

それに続きまして、この3月に入りましてから、ちょうどあそこのプラテックのあるところは、加悦の温江と明石との境のところございまして、今までは申し上げましたようにプラテックが温江地内ということで、温江の方々だけでそういう対策本部と言いますか、反対同盟と言いますか、そういうような組織があったわけでございますけれども、今月に入ってから明石の地区でも、そういう組織ができたという話を伺っております。

私もその温江の方々と、公民館で相談に乗ってくれということで相談に乗らせていただきまして、生の声を十分聞かせていただいた経過があるわけでございます。その中で即、公害には結びつかないのかもわからないけれども、やはりかなりの臭気がするというようなことだとか、それから、また排水がそのまま側溝に流されておるとか、それから荷物を搬入・搬出のときの塵芥が、かなりひどいのだとかというようなことの苦情を聞かせていただいております。

それにつきまして課長にお伺いをするわけでございますけれども、あの会社が来られたときの

経過、いわゆる工場誘致というようなことで行政がかかわっておられたのかということから、今日に至るまでの経過というものが、まずご説明をお願いをしたいというふうに思っております。

私が聞かせていただきましたところでは、あの工場が完成しましたときの竣工式なんかには、町長を初め議員の方々も参列をしておられたというようなこともお聞きしておりますし、それからまた、あそこのプラテックの会社が来られるときには、地元雇用をするんだということで、かなり行政の方も力添えがあったというようなことも聞かせていただいております。その辺のところを行政が、あのプラテックが来ていただいたときからそのときの様子を、今日までどういうふうに行政が携わってきて、どういうふうなかかわりを持っておられるのかということ、まずお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） まさかこんな質問が出るとはちょっと思ったらなんなんですけど、旧加悦町のプラテックの関係ですけども、会社が来たときの経過でございますけども、私が聞いておりますのは、企業誘致でないというふうに聞いております。ということで、前任者から聞いております。

この件につきましては、いつごろからちょっと忘れたんですけども、地元の方からいろんな苦情が来ておりまして、私もどんなにおいがするんだろかなということで、何回か行かしてもらったわけですけども、その日の風向きによって、においのするとき、しないとき、いろいろとございまして、1回行きましたときは、どう言いますかね、自然なおいでないということで、このにおいをずっとかいていたら、やっぱりちょっと苦痛を感じるのではなかるかなと。人によっていろいろと感じ方は違うんですけども、自然なおいやないんで、付近の住民からすれば苦痛を感じるのではなかるかなというふうに思っております。

この件につきましては、私も当初の間はちょっとかかわってたんですけども、途中から課長補佐の方に対応してもらっておりまして、ちょっと細かいことはわからんですけども、かなりやはり地元との関係で、先ほど服部議員さんが言われたように、あつれきがあったということでお聞きをしております。

この件につきましては、いろんな苦情に対応できるような組織もできたというふうに聞いておりますので、そういった組織を中心に。行政が全く知らん顔するわけじゃないんですけども、そういった組織を中心に、やはり少しでも問題点をなくしていくといった方向で、お願いをしたいというふうに考えております。余り細かいことがちょっと頭にありませんので、申しわけないですけど、この程度で願いたします。

議長（糸井満雄） 服部議員。

1 3 番（服部博和） 課長は新しくここへ来られたわけございまして、今まで岩滝町の方におられたわけなんで、この流れというものは余り詳しくご存じなかったわけでございます。

その問題を私も耳にしましたから、課長、こういうような話、知っていらいますかというようなことを聞かしていただいて、いや、私は全然知らないんだということで、ちゃんとした引き継ぎがなかったんかなと。そうか、もしくはこのプラテック問題を、もう簡単に考えておられるのかなと、どちらかかなというふうに思ってたわけでございますけれども。

そういう話を課長とさせていただきますところ、快く課長に同行していただきまして、一緒

ににおいをかぎに行ったり、工場の中を見学に行ったりとするようなところにも同行していただいて、精力的にはやっていたというふうに考えとるわけですが、やはり地元がこれだけ立ち上がっておられる、そしてまた隣の明石地区にも立ち上がられる組織ができたというようなことを、ただ行政としましても、看過しておくことはできないんじゃないかなというふうに私は考えておるわけですが。

これは当然、民間企業でございますので、民民の問題だと言われれば、それまでかもわからないわけですが。企業誘致でないという今答弁をいただいておりますので、民民の問題だから民民で片づけろということかもわからないわけですが、やはりその中には行政がこういう係争の中に入っていたかましまして、いわゆる行事役をお願いができれば一番いいのではなからうかなというふうに考えておるわけですが。

それにつきまして、企業の方も経営者の方も大変男気のある経営者でございまして、いろんな対応もしていただくとおっしゃるというふうに私は見ております。地元の方との今までのあつれきがあったというのは、今までは区が窓口になっておりまして、いわゆる区を通じて企業へ行くというようなことで、何か直接対話ができなかったというようなこともあったのではなからうかなと。それが区から離れて、その地区で組織を立てられまして、企業とも直接話をするような機会ができて、間接的が直接的に話ができるということで、ストレートに経営者のところへ話がいったるので、それを受けて経営者の方も、いろいろと改善をしておっていただくようであります。

例えば一番心臓部であるところにいわゆる囲いをつくって、それを全部集塵機の中に集めて、それを集塵のところからクリーンにして排出していくという装置をつけられたり、また、今まで側溝のところからダイレクトに排水を流されとったのを、分離槽を通じて排水の方へ流されるようなことをしていただいたり、それからこの排塵装置につきましても、高額な排塵装置を設置されたりするようなことをやっておっていただくわけなんで、その経営者の方も前向きに取り組んでいただくとおっしゃるわけですが。

その点は住民の方も十二分に理解をしておっていただくわけですが、しかし、やはりまだまだデータの開示がないと。ただ単にやっとな言われても、本当にそれがクリアできた水準でデータが出されておるんだろかなというような心配をしておられるわけですが。そのためには、やはり行政が入っていただきまして、例えば排水の問題につきましても、この排水は十分側溝に流しても大丈夫な、汚濁はないんだと、基準をクリアしておるんだというようなことを、やはり行政が保健所等を通じて、それを住民の方に開示していただくとか。

また、先ほどから申しておりますように、煙突じゃなく、これは水蒸気が出ることだそうですが、その煙突から水蒸気が吹き出しとるのを、大気汚染に関するデータも取られておりますけれども、専門的なデータをそのまま突きつけられたんでは、全然何が書いてあるのかわからないというようなことなのでございます。ですから、その辺のところをもう少し住民の方に詳しくわかるように、説明ができるようなことを行政がやっておっていただく必要があるのではなからうかなというふうに考えておるわけですが。

また、側溝に直接分離槽から出されておるわけですが、近いところまで下水道も来ておるようでございます。それをもう少し延ばしていただきまして、あのプラテックのところまで下水を早くつけていただくことによって、その下水の中に排水を流し込むというようなこ

とも、また行政のお手伝いで、できないかなというふうにも思っておるわけでございまして、できるだけ地元とのあつれきが早く解消されるような対応が、行政としてお願いができませんかなというふうに思うわけでございますけれども、課長はその辺のところをどのようにお考えになっておられるのかお聞かせ願いたいと。かように思いますので、よろしく願いたします。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それではお答えをさせていただきます。

プラテックさんにつきましては、以前からおいを取るような装置ということで、たしか1千数百万円だったと思いますけれども、そういったことで努力されておりますし、今回も装置に困いをして、できるだけおいを少なくするというで非常に努力をされております。

この件につきましてはお互いに、業者もそうですけれども、組織からもいろんな情報収集しながら進めたいというふうに考えておりますし、保健所の関係のことにつきましても、情報開示はしたいというふうに考えております。できるだけ行政としてできることは、今後やっていきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいま下水道のお話でしたが、私どもも実は先週の金曜日に、ちょっと初めてそのお話を伺いまして、議会中でありましたが、帰りましたそのお話が、要望等がありましたということで、19年度に実は整備する予定でございますので、できるだけ早く対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 服部議員。

13番（服部博和） 行政の方も今2人の課長の方から前向きなご答弁をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

また、この前の温江の集会のときに私が感じましたことといいますか、多くの方が申されておりました感じたことは、やはり最終的には余り民家の近所に、ああいうものが来るとということは、将来的にも好ましくないと。できることなら、どこかへ行っていただきたいというのが、住民の方の希望でございまして、どこかへ行ってくれなんて言うたって、あれだけ設備しとるんだから、そんな簡単には行ってくれませんよというようなことを申し上げとったわけでございますけれども、やはり小さな子供を育てておられるお母さん方は、この子らが大きくなったときに害が出るのではなからうかなというような心配も、かなりしておられたわけでございます。

それで、これもまたお聞きしたいと思うんですけれども、これは産業課長にお伺いしたいと思うんですけれども、今回の議会の中で工場誘致、企業誘致というのは、府の関係でやらんとだめだから、町単位としてはできないというような説明があったというふうに、私は思っておりますけれども、この前の有吉議員の一般質問の中でもありましたように、やはりこの旧加悦町が所得が一番府内で少ない、低い、その上に野田川町があると、それから数段上に岩滝町だというようなことで、大変この与謝野町の所得というのは低うございます。ですから、この所得アップも考えたところで工場誘致をしていただき、またそこへ勤務できる若い人等が、ここの場所で働けるような場所をつくっていただくというようなこと。また公害が出ない、また人里から離れたところで、こういう工場なんか操業するというようなひとつの目論見というものが、産業課の方で考えておられるのか、今後考えていただける余地があるのか、その辺のところを最後にお伺いし

たいというふうに思いますので、課長、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

私の答弁の中では、できないというよりも、非常にハードルが高いという認識でありまして、その企業誘致について否定的でなくて、前向きには取り組みたいんですが、現実的にはなかなか適地、あるいは企業側の思いというところに、非常にギャップがあるのではないかなという、現実のお話をさせていただいたところでございます。

旧加悦町におきましても、現在7企業所、岩滝で1企業所、野田川で5企業所が、企業誘致という形で、現在、私ども商工観光課の方には労働雇用対策係がございまして、その枠の中で企業誘致について、現況の誘致企業とのキャッチボールはさせていただいておりまして、その中で地元雇用ということ、あるいは奨励補助の内容もPRしながら、キャッチボールをさせていただいてるところでございます。

また、加えまして町内の空き店舗、空き工場につきましても、町長の方からもこの指示もあるわけですが、現在調査を行っております。この調査後、どういう形でこれを開示していくのか、これは非常に難しい問題でありまして、個人情報的なところがございまして、もう少しその方々と直接対話をしながら、町としてそういう候補地を広くPRし、その活性化を図っていくような施策も、今後はとっていくということも私どもの方で考えております。

さらには企業誘致に関して、与謝野町に來たいんだと言われても、土地が造成がされていないのが現状でありまして、そこを町として持つのかどうか。また、そのレベルとして、どのぐらいの規模のものをオーダーメイド的に持つのかという問題も、非常に大切な部分でありまして、なかなか一歩そこに踏み込んだ形ができていないのが現状でございます。

ただ、大きな公共施設や、それから府レベルの土地につきましても候補地につきましても、この与謝野町管内の中では数カ所確認をしまして、もしもそういうところが貸与、あるいは売買できるならお願いしたいというような形で、候補地の調査は行っておりますので、今後、今言いました内容をいかに現実的にもっていくかというところが、私どもに課せられた課題ではないかなというように思っておりますので、そのあたりを課内で十分詰めながら、前向きに進めていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 服部議員。

13番（服部博和） また産業課長にもいろいろとありがとうございました。

私も一般質問でるる申し上げておりますように、やはり働く場所がなければ子供も生まれないし、また、若者が定着してくれることもできないというふうに思っております。やはり幸せな、そしてあすのある豊かな与謝野町をつくるためには、やはりまず高校を出た子供たちが、また大学を出た子供たちが帰ってこれるような、そこへ定着できるような、そしてここで幸せな新婚家庭が持てるような町をつくっていかないと、そこが第一歩じゃないかなというふうに考えております。

いろいろと問題も多々あると思っておりますけれども、そういう夢に向かって一歩ずつ突き進んでいただきますことを切に切にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。



議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。  
上山議員。

3 番（上山光正） 数点ばかりお尋ねをしたいと思います。

まず、歳入のページ17、石田地区急傾斜地事業地元負担金5万9,000円、この内容につきましてと場所についてを、まずお尋ねしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまご質問がありました17ページの石田地区急傾斜地事業地元負担金ということございまして、これにつきましては京都府の治山事業でございまして、合併協議の中で100分の1を地元からいただくと。これに関連いたしまして、歳出になるわけですが、61ページの一番上に、石田急傾斜地の崩壊対策事業負担金ということ、119万3,000円、596万1,000円の20%という格好になっております。

内容的には、現場測量、ボーリングということでございます。

場所につきましては、旧岩滝町と、それから旧野田川町の下山田の境、両方を兼ねた部分で、それぞれ5戸ずつというような格好で、区域分け格好になって工事を進めるようになります。間に北京機械さんがありますので、そこについては企業さんということで該当いたしませんので、両サイドの5戸ずつが、事業の対象というふうになっております。

以上です。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま歳出の石田急傾斜地崩壊対策事業についての説明を受けたわけですが、それでは、その崩壊対策危険区域ですね、この基準というのは、どこに示されておるのでしょうか。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） これにつきましては京都府の急傾斜地の防災対策事業の中で、山の角度が30度以上、それから高さが5メートル以上、それから保全対象という該当する住戸が5戸以上と、こういった部分に該当いたしますと、京都府のこの事業に取り組んでいただけるというものでございます。

以上です。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） それでは、その条例の2条関係でございますけれども、この分担金の被徴収者の範囲につきましては、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内ということで、この事業の実施によりまして利益を受ける者、またそれらのものの組織する団体と、このようになっていることはよく存じておりますが、ただいまお聞きしました山の角度が30度以上、そして5メートル以上の高さというのが基準だと言われておるわけですが、急傾斜地崩壊対策事業におきましては、大雨や台風時の降雨の影響等々により突発的に発生するというので、崖崩れから住んでる方々を守り、そして災害を未然に防止するというために、擁壁工や法枠工、こういったものが崩壊対策工事として行われるわけでございます。

ちなみに京都府の18年度主要事業のうちで、丹後広域振興局におきましては土砂災害から生命と財産を守るための砂防、それから急傾斜、地すべり対策事業、これらを実施していると聞いて

ているところでございます。

そこで与謝野町に急傾斜地崩壊対策事業に該当する、この指定をされておりながら未整備の区域ですね。これ関連資料によりますと、地方自治法224条関係になるわけですがけれども、数人または普通公共団体の一部に対し利益のある事件に関して、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができるというふうに示されておるわけですが、この指定を受けてないが、ここで言う数人ということは、この数人が集う、また消極的利益を受ける未整備の場所。特に広い場所で、避難所として利用されている場所も見受けられるわけですが、こういったところは今与謝野町にどれくらいあるか、お尋ねしておきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまの質問の中でございますが、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。ただ、急傾斜地の指定があるかないかという部分でございますが、事業の遂行上、事業実施とあわせて急傾斜地の指定を行っていくという部分がありますから、ちょっとこちら辺は必ずしも指定があるから、事業実施という部分ではないかなというふうに思っております。

それとあわせて、旧町からそれぞれ各町とも防災パトロール、こういった部分を行っておられると思います。新町になりましてからも防災パトロールを行っております。そういった部分において要望箇所の取り上げ等京都府へいたしまして、実施をさせていただいておるといような状況でございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま特に指定をされた場所というのは、見受けられないわけですが、しかし、そうした非常に危険な場所というのは、合併して、なおたくさん箇所があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、ただいま防災パトロールを新町になっても行っているという実態を聞かされたわけですが、旧町の時代に入っていくわけですが、一応防災パトロールをされて、危険箇所だということ十数年にわたって確認をしておきながら、基準的な面で対策がとれてないというような場所があるわけですが、

私たちが考えるに地方公共団体の一部とは、当該普通地方公共団体の地域的な一部を言うということになるとるわけですが、さらに利益あるということは、その公の施設のため単に積極的利益を受けるものではなくても、消極的に利益を受ける場合も含むというふうの開示がしてあるわけですが、そうしたパトロールをずっと行っていただいた中で、旧で言いますと、旧岩滝町におきましては、民家が5軒以上なければ基準地に達しないというふうな感じを、私は受けとめておるわけですが、しかし、どこを探ってみても5軒以上というのが、私の見る目がないんだと思うんですが、なかなか見つからないということなんですが、その辺のところは、どれが真相なんでしょうか。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 5戸以上の戸数の関係ですか、私のちょっと持っている資料にはあるんですが、一応、京都府の事業要綱という部分がございます、それプラスこれは土木サイド、また、同じ部分においても農林サイドで、治山事業という部分でやられる部分もあつたりしますので、そう

いった部分の違い等も出てくるかなと。旧岩滝町で申し上げれば、弓木地域のところは急傾斜地事業と、それから治山事業と併用して事業を進めていただいたようなところもございます。

要綱の部分で、私の持っているのは、京都府からいただいた採択基準という部分を持っております。また必要であれば、お見せいたしたいというふうに思います。

以上です。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 今採択部分であるとか、それらについてはもう存じておるわけですが、ただ、この224条関係の基準を満たしていないわけですね。そういった場所があっても、やはり危険とみなされる場所であれば、そういった基準にまだ達していなくても、輪を広げていかなければならないのじゃないかなというふうに思うわけですが、これはまた後日伺いますので、ぜひともお答えがいただきたいというふうに思います。

質問を変えます。まず、有線テレビ施設使用料の滞納繰越分ですね、これ22万円、このようになっておるわけですがけれども、有線テレビ使用滞納額の内訳ですね、これと発生しているのは加悦地域だけかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 和田地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） 上山議員のご質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

有線テレビの滞納の繰越分の関係ですけども、今回補正をさせていただきましたのは、当初予算で一定枠取りだけをさせていただいておりました。その間、督促と言いますか集金に伺ったり、また、税務等との特別徴収班によります徴収によりまして、徴収をさせていただいた分がございましたので、現計額に合わせさせていただいたというものでございます。この有線テレビの部分につきましては、旧加悦町だけが対象エリアでございますので、旧加悦町でしか発生しないというふうなことでございます。

滞納額につきましては決算でもございましたように、まだ今年度末の精査はできておりませんが、約80万円程度でございます。これにつきましては加悦地域は10地区あるわけですが、各地区にまたがって対象はあるということで、あくまで加悦地域だけの対象者ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま滞納額が18年度決算見込額というんじゃないですが、80万円ほどまだあるということなんで、せいぜいこれにつきましては収納について、努力をお願いしたいというふうに思います。

また、地デジ放送のシステム整備工事費の2,000万円、これについてその内容をお尋ねしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 和田地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） お答えをいたしたいというふうに思います。

森本議員のご質問でも若干ご説明をさせていただきました。議員さんもお承知のように、当加悦地域は成相山と、それから三河内のシヅメの2カ所から現在のUHFを受信をいたしております。今般、本年度の秋に、成相山の方の中継局がデジタルの電波を発信するというので、当町の有線テレビについても、それに対応していく必要があるんじゃないかということで、今回、

合併補助金の内示をいただきましたので、これを活用させていただいて取り組むということで、全額繰越明許ということで、今回提案をさせていただいております。

この設備につきましては、電波を各家庭に送出するためのスタジオに設置します機械、これがチューナーみたいなものなんですけども、これがNHK 2波と民報5波、7つ必要になります。このチューナーは弁当箱ぐらいの大きさだと思うんですけど、1波が、これが7波のチューナーと、それからもう1つは3チャンネルで自主放送を行っておりますので、この自主放送を送出するためのチューナーも1つ要るということで、そういった機器を製造していただくという内容のものでございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま丁寧にご説明をいただき、さきにも森本議員の説明で納得はしておりますけども、しかし、この与謝野町にはこれらに類する施設が各旧地域に独自で運営されているわけでございます。したがって、これらのほか2つの地域の取り扱いというものは、今後どういうふうになるのかなど。一方で加悦地域の皆さんには、地デジ放送もこうやって受けられる。しかし他の旧2町の皆さんは、自分たちで多分負担をしていかならんのかなと思うんですけども、この辺の取り扱いはどのようにされるおつもりか、それをまず聞いておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

地上デジタル放送の開始によりまして、いろいろと個人の家でもいろんな対応を迫られるということでございますし、それといわゆる共聴アンテナでございますね、特に現在、旧野田川でも旧岩滝でも、地域が設置をされたいわゆる共聴アンテナがございます。その共聴アンテナにつきましても、これも改造を加えなければならないということでございます。

それと、もう1つ大きな問題は、地上デジタル放送が始まれば難聴地区というものは、ふえるというふうに言われております。それらにどう対応していくか、今後の課題でございます。旧野田川で申し上げますと、岩屋地区につきましては、これは町が設置したやつがございます。さらにユースセンターの下の方でございますが、三河内の・・・地域にもございますし、それから下山田にもございます、もう少しあると思うんですが。それと旧岩滝では、弓木地区にあるというふう聞いております。それらもすべて改造を加えなければ対応できない。

地域の設置されましたそういったシステムについて、どのようにしていくかということは、町として、まだこのようにしていくという結論じみたことを決めたわけではございません。ただ、旧町時代でございますけれども、そういう地域に共聴アンテナを立てるという場合に、今で言う京都府の未来づくり資金と、それから町の自治振興補助金、これらで対応させていただきまして、3分の2を助成させていただいた経験があります。それらをもとにいたしまして、今後、町としてどう対応していくのか決めたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 質問を変えます。

ページ21の菜の花育成事業補助金ですね、この24万4,000円の事業内容、ほぼ把握はしておりますけれども、過年度分の育成計画と、それから成果ですね、これは合致していたかど

うか、少しお尋ねしたいと思います。それからまた今後の展開は、どういうことを考えておられるのか、お尋ねします。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、21ページの菜の花育成事業につきまして、ちょっと回答をさせていただきます。

この事業につきましては、旧岩滝町から取り組んできておりまして、環境問題を町民の皆さんに理解をしていただくということで取り組んできております。それで18年度の事業内容ですけれども、ステッカーの作成費だとか、プリンターの購入費だとか、あと畑づくりの作業費だとか、これが大体中心になるわけですが、あとチラシの作成というふうなことでしております。

当初、油も絞って、それを利用するというようなこともあったわけですが、なかなか思うように菜の花を育てることが難しいというのか、種をようけ取れないといいますが、そういったことで油につきましてはあんまり絞れとらんようでございますけれども、この事業自体がプリンターを配布してPR活動を行うと、こういったことが主でございますので、若干油が絞れてないのはいたし方ないのかなというふうに思ってます。

今後のことにつきましては、19年度予算の概要説明の中で説明いたしましたですけども、ちょっと事業名が出てきませんが、今度はひまわりを使ってやっていくということで、19年度がどんな状態になっていくかわかりませんが、できたら継続していきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） ただいま課長から説明をいただきました。この件につきましては、小さな小学生の皆さんが菜の花を植えられて、そして秋にはというのか、収穫時には天ぷらでもして食べられるのかなという、淡い望みも持っておられたようにも思うわけですが、これは多分実施されてないと思うわけです。しかし今後におきましては、そうした子供たちの芽をつまないようにというのか、今後なお循環的社会、こういったものへも対応できるような学習の教材として、利用がしただけだったらいいのかなというふうに思います。

質問を変えて、給食センターの整備事業補助金についてお尋ねします。

これは過日、教育委員会の皆さんと一緒に、給食センター及び岩滝小学校の給食と、そして福祉施設の給食と試食を重ねていったわけですが、そのときになかなか見積もりが出てないんですが、1食当たりの単価、それから人件費、それと給食センターと岩滝小学校との比較ですね、これについてをまた後日お尋ねに行きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問を変えて、23ページのクアハウス岩滝一部貸付料の部分ですが、減額の11万円、これは19年度以降の予想されるレストランの経営の展開は、どういうふうになっているのかなということを、まず1点だけ聞いておきたいと思ひます。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 本件につきましても、多田議員の方からご質問がございまして、現状は報告させていただいたというふうに思ひますけれども、いわゆる19年度におきましても契約の内容につきましては、同じ形で契約したいというふうに考えております。

その中で、あと企業努力という部分があるわけですが、いろいろと館内の周辺、並び

に要所には一応看板を上げられたりしまして、レストラン「あじさい」のPRをされておりますので。あわせまして、クアハウスだけの入館者に対する食事提供ということではなくて、違った形での企業努力もされておりますし、私どももそういう形でしてほしいと。それは逆にクアハウスの入館につながるということで、相乗効果を上げるような形でやっていくべきだというお話もさせていただいておりますし、相乗効果を上げるという部分の仕かけをやっていくということで、今、事業主と言いますか、調整をさせていただいているところでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） これも詳しいことは、また後ほどお聞かせ願いたいと思います。

質問を変えまして、公共施設建設整備基金繰入金ですね、これにつきまして現在の基金残高と、合併時の旧町単位の繰入金の内訳がわかりましたら、お尋ねしておきたいと思います。加悦、野田川、衛生プラント岩滝と多分なっていると思うんですが。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

公共施設建設基金でございますけれども、平成17年度末の現在高が8,728万8,000円ございました。これの取り崩しが当初予算で3,100万円、それから次の補正で1,000万円と3,200万円を予定しておりましたけれども、今回1,000万円を減じておりますので、平成17年度末現在高見込みといたしましては、5,630万9,000円になる見込みでございます。この8,728万8,000円のうち3,100万円が旧岩滝町から、残りが環境衛生組合からのものであったというふうに記憶いたしております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） それでは質問を変えます。

53ページの農業用施設管理事業について、お尋ねしたいと思います。

この資料にもいただいておりますけれども、弓木用水路サイフォン清掃工事委託料500万円につきまして、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 上山議員お尋ねの弓木の用水路のサイフォン清掃業務ということで、弓木の農地の受益面積が約5.3ヘクタールぐらいあるわけですが、弓木の農地については、用水については野田川から取水しておりますが、その取水の方法が野田川の衛生プランの上流あたり、下流に向かいまして右岸からポンプアップして水を揚げて、水路をずっとプラントの方を回して、それから石田橋のところを通過して、それからKTRの鉄橋のところを越えた先から、野田川の河川の下を通りまして左岸に出まして、上へ揚げて弓木の用水路へ回すということになりまして、その野田川の下を通るとる管がヒューム管で60センチの径、これをコンクリートで固定しとるわけですが、それを110メートル、大体地下7、8メートルのあたりに野田川の河川下に、110メートルの直径60センチのヒューム管が通るとるということです。

それが昨年の春ごろに、弓木の方の農家の方から水が揚がってこない。それから今度は逆にプラントあたりの周辺、釣り具やさんがあつたりするわけですけども、あそこあたりから今度は水路があふれとるということになりまして、見てみるとどうもサイフォンそのものが、詰まるとるとのことだったんです。

このサイフォンについては、昭和46年あたりに野田川の河川改修のときに、井堰からそういう方法でされたということで、もう三十数年たっておりまして、多分23号災のあたりで土砂や異物が入って、管をふさいどるというふうなことになるだろうというふうに思いますので、今回、出口側から水を噴射しながらバキュームで吸い上げていくという形で、想定としては110メートルの管に60センチですから、大体30立米ぐらいの土といいますが、砂が出てくるのかなという思いで、それをバキュームする、掃除する委託をしたいということで、先ほどもありましたように合併補助金の関係で、今回、補正をさせていただいたということです。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 内容につきましては承知をしておるわけですが、このサイフォンの構造が上越しであれば、この給水口があって、そうした清掃は用意にできるわけですが、これ伏越しなんですよね。したがって、今おっしゃったように片方からポンプで押し出してバキュームで吸う、これ以外は手がないと思うんですが、これ相当の年月かけた土等、砂等がたまっておると思うわけですが、今後、1回こうして掃除をされれば、また数十年もつんかなという気はいたしますが、この500万円を投資して、掃除をして、そして将来どれぐらいこの田んぼがもつんかなと、稲作場として、5.3ヘクタールですか、これが。もうこの地域はずっと、今後、都市化してくるんじゃないかなという感じがせんでもないんですが、この川の下を本当に伏せ越しで通っているというところに問題があるんじゃないかなと、このように思うわけですが。

この大気圧の関係から、給水口の最大の高さは10メートル以下となつてくるわけですね。そして受ける方側が6.2メートルで、落差が1.3メートルというふうに普通はなると思うんですが、この10メートル以下となる洞内の先ですか、咲き衛生プラントの先ですね、給水場が、どういうふうになっているのか。高さ及び対岸のくみ上げの高さですね、つまりサイフォンを越えて、こっち側からずっと来てる、この図面で見ますと。それで5、6行って7行くまでのサイフォンの中を通る落差ですね、これはどれぐらいに計算されているんでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） これは委員会でも議論になったんですが、サイフォンという言い方をしとりましても、考え方は逆のサイフォンで、上山議員が先ほどおっしゃいましたように、上へ揚げるときには一定真空にするという動力が要ることなんです。真空にして、高さを合わせて流していくということになるんですけども、今回の場合は下ですから大気圧は関係なくて、単に上流から下流へ流れるだけの原理になつてくるようなんです。その高さが変わるだけで下は何ぼ深くても、水が行ったらあふれる分だけは向こうへ流れて行くという原理で、単に落差だけで流れるというシステムのようなんです。

3 番（上山光正） それで1.3ですか、1メートル30センチぐらいの落差ですか。

農林課長（山崎信之） そうです。入り口と出口の落差があって、流れて行くということです。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） このサイフォンというのは非常に複雑と言えば複雑なんですが、簡単と言えば非常に簡単で、課長とは昨年ですか、ちょっとお話をさせてもらったんですが、これはやはり500万円もかければ取水を対岸からして、そしてU字溝であるとか、パイプの大きい太いのだとか陸送した方が楽じゃないかと思うんですが、その辺の見解はどうなんでしょう。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 上山議員も多分ご存じだろうというふうに思うんですが、弓木の農地に行くまでには石田の農地がありまして、石田もほとんど水がないというぐらいなんです。野田川の下を越して出してくるのは、昔の時代から言いますと宮津地域といいますが、須津地域との関係から右岸から取水して、わざわざ下を越して左岸へ出しとるという経過があったようなんですが、左岸側から、下山田の下の方から取水して流していくという方法も考えたんですが、それの方が圧倒的に工事費が高くなる。水路がないですから今、もうほとんど新設せんならん。それからポンプアップして取水して、水路をつけて、石田の農地を越して弓木の農地まで持っていくとなると、もう圧倒的に高くなるということで、サイフォンの清掃の方が。500万円も、状況がわかりませんので厳しいんですけども、その経費の方が安くつくだろう。

それから井堰とかポンプアップをするということも考えたんですが、あの辺は海水が揚がってくるということがありますので、どうしてもプラントより上流から取水せんことには、海の水が混じるということもありまして、そうなら今のサイフォンを清掃した方がいいだろうという判断で、この補正を上げさせていただいております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 最後に確認をさせたいほしいんですが、このサイフォン事業ですね、これの清掃に今500万円を入れれば、先ほど申し上げましたとおり10年や20年は十分もつと。きょうまでの経過から見たらもってますので。そういう判断で、こうされるわけですね。わかりました。質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ここで休憩を取りたいと思います。今40分でございますので55分まで。暫時休憩します。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時55分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑をお受けいたします。浪江議員。

8 番（浪江邦雄） それでは、1点だけ総務課長にお伺いいたします。63ページの消防団員報償費のところで減額131万9,000円、これは欠員分って説明を受けおります。この人数をちょっと教えていただきたい、お願いします。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ただいまのご質問でございます。131万9,000円減額の内訳でございますが、定数が383人に対しまして、現在365人の方にお世話になっております。それで団員の方が17名、それから係長の方が1名の計18人分の報酬でございます。団員さんにつきましては、年7万3,000円、それから係長の方につきましては、年7万8,000円でございます。それでその分、その下の消防団行事活動費補助金につきましても、1名1万5,000円ということで、1万5,000円の18人分を減額をさせていただいております。

この欠員につきましては、せんだって16日の金曜日の夜に消防の幹部会がございまして、19年度体制、それから19年度の事業計画等、審議をされておったわけですけども、団長の



方から、できるだけ欠員にならないように努力をして、団員になっていただきたいというふうな訓示もされておりましたけれども、4月1日からこの欠員分は、現在のところ当初からは解消されないというふうな状況でございます。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江邦雄） 町長にお伺いいたします。

消防団を取り巻く環境としましては、仕事の勤めが多くなったとか、また、遠くの方に勤めに行っておられて、なかなか昼火災は本当に定員そろわずにポンプ活動をするということもあります。今後、団員の確保につきまして、町としまして何か考えがありましたらお聞かせください。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 団員の確保については、非常に難しい社会状況であるということも十分認識しておりますし、できるだけそうした団員の確保を各分団ごとに、それぞれ頑張ってもらっておりますけれども、この地で勤めてる若い方たちも非常に少なくなってきていて、団員の多くが役場の職員であったりというようなことで非常に苦慮されているし、また、そのことについても我々も、もう少し何らか打つ手がないかなというふうには思っております。

その中の1つに、できれば加悦では女性消防隊がございまして。火を消すということ以上に、予防に力を入れるという意味では、わずか10人ですけれども、非常に頑張ってもらっております。そうしたところで、男性の団員が確保できない中で、何とか女性のそうした隊員を、またほかの地域にも広げていくような、そういう手だてを、ぜひお願いがしたいなというふうに考えております。

これもなかなか難しいことかもわかりませんが、現実そうした消防隊ができて加悦もございまして、やはりお年寄りの家庭なんかでも、なかなか台所までは男性の方は入っていきませんが、女性の隊員ですとやはりいろんな指導をするにも、ストーブ周りだとかそういうことについても指導ができるというふうに思いますので、そういったところでの力をぜひ借りたいなというふうに感じております。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江邦雄） 実際火災が起きますと、常備消防よりも消防団の方が、実際の火を消すというところでは活動されておりますので、今後、町としましても、また何かいい方法があるように、対策の方をよろしくお伺いいたします。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） ほかに。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） まず最初に、49ページで不法投棄対策費が31万円の減額補正となっておりますが、まず最初に、現在どのような対策をとっておられるのか、それについてお尋ねします。

議 長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

不法投棄について、どんな対策をとっているかということでございますけれども、現在、町としてやっておりますのは、看板なりで啓発する程度のことでございまして、実際は各地区からそれぞれ連絡をいただいて、その不法投棄のものを回収をしておるというのが現状でございます。

特にこれといった対策がないのが現状でございます、何かよい対策がございましたら議員さんの方からも、またご指導をお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） お聞きしますと、ほとんど対策はとっていない。看板があちこち立っておりますけれども、看板があるところに限ってたくさん捨てられている。たくさん捨てられるから看板を立てるわけだから当然と言えば当然なんですけれども、何かここに捨ててくださいといってるような感じがしてならないんです。

それで連絡をいただいたら取りに行くということでしたら、遠慮してたらこの不法対策費は、どんどん余っていくという結果になるんじゃないかなと思うんですけれども、町内パトロールとか、主な峠をパトロールするとか、そういうことがあってもいいんじゃないかなと私は思っております。岩滝でしたら大内峠、岩屋峠、与謝峠、たくさん峠があるわけですので、道がよくて人目につかない、こういうところが主に捨てられる確率が高いわけですので、やはりそういうことはしていただきたいというふうに思います。

それと不法投棄の中には家電の製品などもあるわけですが、これが新しく買いかえるときに、それぞれ冷蔵庫なら幾ら、テレビなら幾らというふうにお金を払わなければならない、処理に負担金があるわけですね。この負担金がかかなり大きいということで、今後またテレビ買いかえがどんどん出てくると思うんですけれども、これは町でできることではないんですけれども、製造のコストの中に処理負担金を入れるように、これは改正すべきだと思います。これについては国・府の方に、申し入れをしていくべきだと考えております。また、そのようにお願いしたいと思います。

こういう大きな不法投棄とは別に、本当に家のすぐ近く、集積場と言うか、持って行くところがありますね。そこに不法投棄する人が結構多くて、大変困ってるわけですね。これは住民のマナーが悪いとかよいとかいうこともあるんですけれども、どうもその地域以外の方が持ってきている場合も、あるのではないかと思われる例がたくさんあります。そのことについての対策、それもどういうふうに思っておられるか、よく相談を受けるんですけど、本当にこれ困っておられます。また何かいい方法があったらと言われるかもしれませんが、何か考えておられませんでしょうか。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

家の近くへの不法投棄ということなんですけれども、結構そういうケースもありまして、それから他町のごみ袋で捨てられおるようなケースもございます。このことに対しまして町の職員が、あちこちしょっちゅう行ってすることは、なかなかできませんので、その地域で一応処理をしてもらうようお願いをしとるんですけれども、大規模な不法投棄でございましたら町の方で対応させていただきますけれども、細かい不法投棄につきましては地元でどうかお願いしたいというふうに考えております。

これにつきましても、特にこれといった対策がとれてないのが現状でございます。もうこの先ほどは言いませんけれども、よろしく申し上げます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番(畠山伸枝) 今、他町のごみ袋もあるというふうに言われたんですけども、その場合、その他町には申し入れみたいなことはされてるのか、まず。それと、もしされてないとしたら、されるお考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、製品コストに負担金を最初に入れてしまえば、最後に捨てるときは無料になるわけですので、そういう申し入れみたいなことを考える、そういうお考えはないでしょうか。

議長(糸井満雄) 藤原住民環境課長。

住民環境課長(藤原清隆) 他町のごみ袋が捨ててあるということなんですけども、最近ございまして、その市へ連絡をいたしまして、一応処理に行かしていただきますということで言うていただいております。ただ、ちょっとしたごみにつきましては、できたら地域でお願いしたいというふうに考えております。

それから製造コストに入れるということなんですけども、ちょっと私の今の立場では、ちょっとお答えができません。

議長(糸井満雄) 畠山議員。

2 番(畠山伸枝) 他市へ申し入れをされたらと、処理してもらったということですので、これはもうどんどんやっていただかないと困りますので、今後ともよろしくお願いします。

それと製造コストにという話は、これからまたいろいろと話をさせていただいて、ぜひともよろしく願いしておきたいと思います。

次に53ページ、有害鳥獣対策費、補正が出ております。処理手数料として60万円、これは1頭当たり5,000円ということなんですけれども、この近くでことしはクマがたくさん出たとか、電気柵をしてもイノシシは効いてもサルは効かないとか、いろんな声があるわけなんですけれども、この1頭当たり5,000円ということは、適正であるかどうかということが1つあります。

それと、これだけじゃなくて委託料というか、駆除のための費用が出てくると思うんですけども、この価格も適正と考えるのかどうか、ちょっとまずその点をお聞きしたいと思います。

議長(糸井満雄) 山崎農林課長。

農林課長(山崎信之) お答えしたいというふうに思います。

今、処理手数料が、イノシシとシカについて1頭当たり5,000円ということで、有害鳥獣を駆除していただいた分については山やなんかにはほっとけませんので、埋設で処分をお願いしたいということを言っております。それにかかる費用ということで5,000円を、旧加悦で言いますと、もう7、8年前からそういう金額だったというふうに思っておりますが。

その5,000円が適当かどうかというのは今議論もありまして、有害鳥獣の駆除班、いわゆる猟友会の方からも、昨今の有害鳥獣の量からいいますと、なかなか処理しきれないので、もう少し金額を上げてほしいという強い要望はありますので、今後の検討だろうというふうに思っております。

議長(糸井満雄) 畠山議員。

2 番(畠山伸枝) 処理しきれないと、上げてほしいという声があるということなんですけれども、ことしは暖冬の影響ですか、随分いろんな動物が出てきたように思うんですけど、この埋設ですか、穴を掘って埋めるということですね、これは取れた山に穴を掘って埋めるんでしょうか。これをど

ここに集めてというか、どういう埋め方をするのか、それによって手間も大分違うと思うんですけど、それについてお尋ねしたいのと、その処理料のほかの委託料というのは、どの程度出てるのか。猟友会の方が、この料金では処理しきれないとおっしゃるということでしたら、その委託料についても安いのではないかなと。7、8年前から同じだということですので、その点もちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 有害鳥獣の駆除委託料という形で出させてもらっております。それは考え方は、いわゆる猟期以外の期間ですね、11月15日から2月15日までが猟期ですから、これ以外に出る鳥獣に対して有害だという理解で処分していただくわけですから、3月から10月いっぱいまでに駆除していただくのに許可が必要なんです。許可証の発行ということで、駆除班に対して許可証を発行します。それが大体1カ月単位で数人の方に許可証を発行しますので、その方に対する日当の計算ではないんですが、そういう日当たりの計算をしながら、年間で大体何日出ていただけたという形から、その数を掛けて出させていただいております。旧加悦、旧野田川で大体年間三十数万円、岩滝は宮津猟友会の岩滝支部という形ですから十数万円だったと思いますが、そういう金額を出させていただいております。

猟友会の方は処理に困るとるから、金をようけくれたらしたるという意味じゃなくて、なかなか5,000円では大変ですよという言われ方なんで。それから処理委託料についても年々に安いとかいう要望はないんです。処理手数料の分だけ、これだけの数が多くなると、人数もなかなか日中出れる人も少ないですから、何とかもう少し5,000円を考えてくれんかという要望ぐらいなんです。その辺については、猟友会や農家の代表の方を含めた対策協議会を持ってありますので、そういった中での議論にもしてみたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 5,000円については協議をするということですので、しっかりと協議をしていただきたい。

それと、ことしが特に暖冬ということもあるんですけども、地球温暖化で暖冬傾向は、やはり続くと見るのが普通ではないかなと思うわけです。そうすると冬眠しないクマとか、いろんなものが出てくるわけですし、与謝野町だけでなく、動物に国境も県境も町の境もないわけですから、どこからでも自由に動物は出たり入ったりするわけですね。ですから、ただ殺せばいいとか、そういう考え方が、ちょっとどうかなと思うわけですけども、何かある1カ所に集めると言うたら変ですけど、箕面のサルでしたら奥の方に餌づけして、どんどん人里から離れたところに住むように、そういう対策をとったりしたことも、私がいたことにあったんですけども、それだけで解決するとは思いませんけれども、いろんな解決方法をもうちょっと考えていただいて、ただ殺すというのは、ちょっと問題があるような気がするんですけど、近隣との協力をして対策を立てるとかいう、そういう方向性というのは今のところ全くないのでしょうか、それともしておられるのでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

近隣と言われるのは、例えば旧加悦の時代ですと野田川町の猟友会の方と合同で、そういう駆

除対策をとったというケースがありますが、現在、与謝野町として兵庫県の町とか、あるいは京丹後の町とどういふ協議をしようかということはありません。ただ、どこの町も市も同じ悩みを抱えておりますので、同じことを考えようと思うんです。特に山の境界で、二者が協力し合っただけということでは余り想定できませんし、その辺はそれぞれの町でやっておられるんだという思いがあります。

何も殺すばかりが目的でなくて、できたら農地に入っていたら良かったら、もうそれはそれで結構なんです。その方法をどうするかということで、全国的に悩んでおられるという部分がありますので、議論としては山にいていただくような対策をとるということで、国民的な合意はできるとは思いますが、その方法がなかなか見つからないということも、悩みで持つところなんです。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ただいまの答弁を聞いておりますと、農地に入らなければよいということですので、そうなるとうちは里山保全という方向に変わってきますので、そちらの方をしっかりと対策をお願いして終わります。

もう1点は、65ページで奨学資金の貸付金の関係なんですけれども、これが減額補正となっております。先日もこの点に関して質問があったわけなんですけれども、高校生が1カ月1万5,000円、大学、専門学校が3万5,000円ということでした。

ちょっと調べさせていただきましたら、ほかの奨学金と重複しないという条件もあったと思うんです。それと学業が終了した後、10年以内に返すというものだったと思うんです。これは本当に減額補正でよく出る項目でありまして、旧岩滝町のときも、しょっちゅうこの減額補正だったんです。よほど借りにくいとか、知られてないとか、なぜこういうことになるのか。これがちょっと疑問なんですけれども、借りるときの手続上のことですね、どういうふうになっておりますでしょうか。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいま畠山議員さんのご質問でございますが、確かにせんだっての小林議員さんのご質問の中でお答えをさせていただきましたように、高校生、あるいは大学生、あるいはまた専門学校に行っている学生について、この奨学資金の制度を設けておりますが、その貸し付けの方法につきましては、例えば高校生の場合ですと、中学卒業をしたときに例えば中学校を通じまして申し込みがあって、そして奨学資金の貸し付けをするのか否かについては、またそういった委員会の組織を持っておりますので、そこで検討をさせていただいております。

ただ、きょうまでの例を見ておりますと、例えばそういった審議会といいますか、審査をする段階で却下をしたというような事例は、私の記憶の中ではございません。ただ、今冒頭に畠山議員さんがおっしゃいましたように、ほかの奨学資金、あるいは大学ですと大学独自のそういった制度がございますので、そういった形での制度を、お使いをいただいておりますというふうにご存じます。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 高校生が7人で、大学生と専門学校生が4人ということでございましたが、確かに大学へ行くときには、ほかの奨学金を利用される方が大変多いです。この地方から都会の大学

へ行くわけですから、本当にたくさんのお金がかかるわけですね。しかし今、高校生も、昔でしたらこの地域なら宮高、または加悦高と決まっていたのが、今はもう久美浜まで行くんですね。交通費も大変ですし、行く範囲が広がっているということで父母負担、父母とは限らないんですけど負担が大変だということで、中学卒業のときにちゃんと申込書を渡されているということですので、一応皆さん知ってはもらえるという理屈にはなるわけですね。そしてまた審査で却下したことはないということですので、これはよほど知られてないのかなと思うんですけども。

高校の場合、高校3年間行って、ほんですぐに就職できるとは限らないんですね。今はもう大変な時代になっておりまして、2人に1人が、非正規の働き方をしているというふうに言われております。そんな中で本当に低賃金で頑張っているわけですけども、返していくのが大変。さらに大学に進むとなれば、その大学で4年間あるわけですけど、返すのは高校卒業した時点から、多分10年以内になると思うんですけども、そういうことになっている。これはなかなか使にくい、後のことを考えるとね、使にくい制度ではないかなと思うんです。大学へ出てみんながちゃんとした正規雇用で、就職ができるわけではありません。そういうことから考えますと、この高校生の奨学資金は、返さなくてもいい資金にしなければならないんじゃないかなと私は思うわけですね。そういうことは今まで考えられたことがあるかないか知りませんが、多分ないと思うんですけど。

京都市は高校生奨学金というのがあるわけですね。ことしから段階的に廃止の方針が出たんですけども、いろんな市民の方やいろんな団体、また議会での論戦で廃止を撤回したということで、引き続き高校生奨学金が出されることになったようです。

今、本当に格差が広がりがちで、先ほどもありましたけれども、この与謝野町は所得が低いということがありました。だけども貧しいから高校に行けないなんていうことは、やっぱりあってはならないと思うんですね。私たちが高校に行くころは、高校へ行かない人も大勢おられました。おられましたけれども、別にその子は家庭が大変だから、あそこのだれだれさんは働きはるといって、みんな温かい目で見ましたけども、今は高校を出てないということだけで、大変なダメージになる時代です。まともな職には、もうほとんどつけないですね。

そんな中で、何とか貧しくても高校に行かせてあげたいということは、本当に大事なことです。貧困の方が将来にわたって、さらに貧困が続くと、固定化してしまうという結果になることが心配されるんですね。そのようにならないために、京都市では独自の施策として返さなくてもよい高校生奨学金を持ってもらえるわけですね。これは金額は1万5,000円もないわけですけども、1カ月に1万2,000円。これが大変助かるわけですね。もう今や高校も義務教育にしてもよいような時代です。ですから、せめて町民税非課税の世帯とか、あと生活保護の世帯の子供さんも高校に行けるように、こういうことを考えるべきではないかなというふうに思っております。また、母子家庭につきましても、母子家庭で低所得の方は、生活保護も比較的受けやすいわけですけども、その生活保護も母子加算を廃止の方向で動いております。さらに生活が切り詰められる、苦しくなることがもう予想というか、明白になっております。こんな中で、ぜひとも考えていただきたい。今は1万5,000円ですけども、これが例え下がったとしても、返さなくてもよい制度の方がよいのではないかなと思うんですけども、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 畠山議員さんの今のご質問でございますが、奨学資金の金額的な問題で、今、例えば近くの高校ではなくて、遠い距離の高校というお話が、まず1点目にございました。そういった遠距離通学の場合につきましては、この奨学資金とは別個に、遠距離通学に対します補助制度がございますので、京都府の制度、あるいは町独自でも制度を持っておりまして、その遠距離通学者に該当する生徒さんの場合は、そういった制度で補助をさせていただいておるとい実態がございます。

それから2点目の京都市の例ですか、返さなくてもいい、そういった制度が考えられないかというご質問でございますが、この奨学資金のこの制度を合併時に、新町といいますか、与謝野町への合併時のときにも、旧加悦町と野田川町につきましては、この奨学資金の制度はございました。それから旧岩滝町におきましては、たしか交付型の制度だったと思っております。それから、さらに申し上げますと、旧野田川町につきましては、高校生が対象でございます。そして加悦町につきましては、大学生も対象だったということで、そういったあたりで対象者の範囲につきましても統一をさせていただき、また、貸し付けの金額につきましても統一をさせていただいた経過がございます。

したがいまして、今この返さなくてもいい制度というご質問ではございますが、今までにそういう面から検討をさせていただいたことはございません。ただ1つ言えますのが、旧野田川のときでしたか何かの会議で、やはり交付するのではなくて、この奨学資金は本人に貸しまして、そして本人がみずから責任を持って返済をしていく。そういった制度を重々本人に指導するようにというようなご意見も、過去にあった経過がございます。それらにつきましては、この貸し出しをしますときに、そのあたりは本人に十分指導をさせていただいて、今の制度が成り立ってきておりますので。若干ご質問の趣旨と反するところがあるかもわかりませんが、今の現状をご報告をさせていただきます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） よくわかりましたです。やっぱり合併の協議の中で、いろいろと統一されたということですね。岩滝の交付型は非常に審査が厳しくて、ほとんど受けられなかったというのが現状でございます。

それから通学の補助ですね、これも福知山まで行く子もあるわけですから、補助があつてしかるべきだと思うわけですが、比較的近い網野、久美浜とか、遠いんですけども福知山よりは近いという意味です。例えば加悦中学校を出た生徒が、どこまでの高校ならば補助が出ますよというような具体的な受けやすい補助制度に、これもちょっとはぐれましたけれども、お願いしたいと思います。

返さなくてもいい制度は、返すのが一番いいことです、確かに働いて返す、これほどいいことはありませんけれども、働く場が保障されないような世の中になってきたので、なおさら感じているわけです。

以上を申し述べまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質問ありませんか。

野村議員。

1 番(野村生八) 福祉課長のみに2点、質問をさせていただきます。

まず1点目は、41ページのヘルパー受講支援事業について質問いたします。

この制度の出されている減額なんですけど、現在、どういうこの制度の利用になっているのか、まずお聞きします。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えいたします。

ヘルパーの受講支援事業でございます。現在、見込みといたしましては15名の方が、この18年度に利用していただけるというふうに見込みを立てております。まだ年度の途中で補正予算、1月ですか、予算要求をするという段階での見込みでございますので、実質はもう少し少ないという現在の状況でございます。

議長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 補助内容ですね、今ヘルパーの資格を受けに行こうとすると福知山や舞鶴にあるわけですが、どれだけの費用が要って、今この15人見込みの方は幾ら補助を受けられるのか。受けやすい、ヘルパーになりやすい状況なのかということについてお聞きします。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えいたします。

ヘルパーのこの受講につきましてはニチイ学館、ここに主に行っておりまして、舞鶴、あるいは福知山でこの受講ができるということでございます。

それで費用につきましては、受講料のみで9万1,000円ちょっとというところでございます。そのうちの3万円を限度として、交付をさせていただくということでございまして、9万1,000円ちょいかかるということでございますので、それぞれに3万円の限度額を交付をさせていただいておるという状況でございます。

議長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 国の方では、このヘルパー制度そのものが廃止の方向という問題があります。

それからもう1点は、現在ヘルパーの1級のこういう受講の機会が、この地域ではほとんどないと。京都市ではあると思うんですが、京都市でもそんなにたくさんないという状況になっています。今の福祉事業所を維持するために、1級資格が必要な内容があるわけですが、新たにそういうものを取れる機会がつかられてないということで、非常にその辺は危惧をされる面もあるわけですね。ヘルパー制度がなくなって、いわゆる介護士、そういう方向に切りかえられていくという問題もありますが、このヘルパー事業そのものが、今後どういうふうな形で発展させなければならないとお考えなのか。19年度では全く違う方向のようですが、その辺はどういうふうなお考えでしょうか。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

ヘルパーの受講につきましては、大体2級の資格を取っておられるというのが一般的でございます。したがって、議員さんおっしゃいましたように、なかなか1級まで資格を取るところにはいってない。事業所にお勤めになりながら、そういったところの資格を取っておられるという方はあろうかと思えますけれども。ただ、この補助金の交付要綱では、2級と3級に一



応限定をしておりますので、2級の方が多という現状でございます。

ただ、今まではそういった格好で補助をしまいいりましたけれども、そのほかのいろんな資格につきましても、そういった補助をしてないという現状でございます。それとあわせて、16年度以降で、たしか29名ぐらいの方がその資格を取られましたけれども、現実それを生かして事業所等にお勤めになっている方は12、3名というところでございます。

したがいまして、そういった制度をこのまま残しておくのがどうかというようなこともございまして、平成19年度につきましても廃止の方向でということで、予算計上をしていないのが現状でございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 先日、NHKの報道でも福祉職場から人材がなくなるということで、深刻な事態になっていることが報道されました。結局こうしてせっかく資格を取っても、その仕事で暮らしていけないという、そういう厳しい実態があると。せいぜい学校を出て数年、結婚するまでは低収入でも生きがいをもってそういう仕事につくけども、将来的な展望や、実際、結婚が間近になるともう暮らせないので、全く関係のない職場に行かざるを得ないと。

看護師や最近では医師もですが、資格を持ってその仕事を続けられないという、こういう問題がほうぼうであるわけですが、ヘルパーについても、そういうところに大きな問題があって、先ほど言われた実際に生かされていないというところが、資格を取ったのに、その資格を取って実際に働いてみると、生かせる状況にないという、そういう現実があるわけで、この制度でヘルパーを養成することが、必要なくなっているということではないのではないかと。

現実にも今度、きょうも説明があるようですけれども、福祉空間づくりということで、一層身近なところでの福祉サービスを展開しようとしてされている。そうすると、こういう人材が必要なはずだと思われませんか。一方では、それが生かされなくて、資格を持っていても働けないと。さらに資格を取る人が、これをなくすということは、もう自然に任せて少なくなっても仕方がないということになると、ますますそれが確保できるのかどうか。その職場が維持できるかどうか、事業所が。非常に今の答弁を聞きますと不安を持ちます。

先ほど言いましたように、ヘルパーの制度そのものが介護士ということで変わっていくという問題もありまして、このまま残すのがいいかどうかは、また別の問題があるんですけども、今言われたように人材確保が必要ないということでもないですし、ほかの職場に比べて、今大いに需要をふやさなければ、福祉サービスが維持できないという特殊な事態があるわけですから、そういう意味では、特別にこういう制度が必要だということは、当初から変わってないのではないかとこのように私は思うんですが。

その辺も含めて福祉空間づくりというのは、こういう人材確保も含めて組み立てないと、うまくいかないのではないかとこのように思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

確かにこのヘルパーの資格につきましても、必要性は感じております。したがいまして、介護認定者がどんどんふえていく状況の中、あるいは施設等で入所ができない実態を見ておられますと、そういった部分では在宅を中心にして、どうしてもこういったヘルパーの資格を持っておられる

方たちの確保は、必要であるというように考えております。

したがって、今後、新たな町といたしましては福祉に関するプランを立てまして、取り組みを実施していこうということでございますので、そこには当然、そういった資格を持った方たちを必要とするということにはつながってまいりますけれども、それと補助金の交付とは、一応切り離していただくという考えでございます。

したがって、決してこういった資格を取得される方が、もう必要はないというような位置づけではございませんけれども、補助金の交付につきましては、ほかのいろんな資格がある中で、それに対する補助制度というのは設けておりませんので、19年度からこのヘルパーの受講のための補助金については、廃止の方向で考えておるということで、ご理解がいただきたいと思えます。こういったヘルパーの資格、あるいは社会福祉士の資格、そういった資格を持っておられる方を、この地域では必要としておりますけれども、考え方といたしましては、そのようなことで、ご理解いただきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 繰り返しますが、このヘルパーの実際の仕事、収入が本当に少ないという実態があるわけですね。そういう仕事につこうという方を養成するのに、いわゆる資格を取るのに費用がたくさんかかると。取っても、収入が少ない仕事につこうという資格を取るのに、費用がたくさんかかるといことになると、余計に資格を取る人が減るのではないかと。この辺が、ほかの資格とかなり違うと思うんですね。

看護師、あるいは保育士、保育士もパートの場合は少ないですが、正職の場合は一定確保される。ところが、このヘルパーというのは、正職員でもほとんど200万円以下、貧困層と言われる職場が多いですね。一層、今、国の福祉削減の中で、そういうところに追いやられる方がふえてきています、正職員でも、そうでない方もありますが。高齢者だけではなくて、これは障害者の方も必要なわけで、そういう意味ではほかの制度と同じでということところが、本当にそれでいけるのかどうかということとは危惧していますので、今後、介護士にかわるという問題もありますので、もう一度検討はしていただきたいなというふうに指摘をしておきます。

もう1点質問をします。39ページの宮津与謝障害児通園施設運営費補助金で、100万円の減額補正になっていますが、この減額の内容についてお聞きします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

「すずらん」の補助金につきましては、100万円の減額ということで計上をさせていただいております。これにつきましては、まず、平成18年度の当初予算に予算要求をする段階におきましては、平成16年度実績によって予算計上をさせていただいております。1市4町で1,126万7,000円ということで、そのうちの3町分が789万5,000円ということで予算計上をしたものでございます。

その後、平成18年度の利用実績を見ておりますと、非常に宮津市が伸びておるということでございます。ここの「すずらん」の運営補助につきましては宮津市を窓口といたしまして、できるだけ費用を低く抑えていただく努力もしていただきながら、平成18年度の1市2町によりますと補助金の上限を1,000万円ということにくらせていただいております。その中で非常

に宮津市の利用が伸びたということでございまして、その関係から、今回100万円の減額補正を計上しておりますのでございます。

ただ、これはまだ年度の途中でございまして、確定はしておりませんが、さらに与謝野町の負担分としては、もう少し減額になるのではないかとということで見込んでおります。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この児童デイサービスなんですが、これについては自立支援法のそこで、利用料以外10月から本実施ということで、料金体制が19年度予算の提案説明の中でもありましたが、大きく変わりました。「すずらん」については、1本の料金体制でいけるということになっているのかなと思うんですが、その辺もご答弁いただいたと思いますが、この18年度については、10月から今までよりもかなり給付費がふえているということになっていると思います。それについては、この中には含まれていないのかどうか。

それからもう1点は、この児童デイサービスにつきましては、京都府独自の心身障害者サービス利用支援事業費、通常、特別事業ということで別途支援策がつけられていました。これが10月から通所は残りましたが、家庭を訪問する方についてはなくなりました。前にも言いましたが、児童デイサービスを運営するのに、京都府の独自の補助事業による給付というのが非常に大きな収入のウエイトを占めていて、これがなくなるとということが大変な、運営上もですし、豊かなサービスをする上でも困難になるというふうなことは指摘してきたと思うんですが、実際に10月からなくなるとということで、これについては減額になるというふうに思っていますが、これも含まれていないのか、その辺についてはどういうふうな積算になっておりますか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、給付費の伸びでございますけれども、先ほども申し上げましたように、宮津市の利用が大きく伸びるであろうという予測でもちまして、宮津市の負担金がかなり増額になるということを受けての、与謝野町の減額ということに結びつくとるものでございます。

加算金の関係につきましては、先ほどおっしゃいましたように京都府の制度といたしまして、訪問につきましては廃止になったということでございます。したがって、この部分については減額になるわけでございますけれども、外来の部分が、上限が60回というものが100回にふやされたということでございますので、若干の外来については、伸びるのではないかとこのように考えております。

- 1 番（野村生八） それは入っているんですか、積算の中に。

福祉課長（岡田康利） 見込みでございますので、一応そこも見越して、ここでは積算をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今答弁にありましたように、外来については継続されました。というのは、訪問が自立支援法で国の施策として生まれてきた。ただし、それを受けるということは、つまり今までは無料でしたが、家庭に訪問して回るのに新たに1割の負担が要ということで、なかなかそういう意味では今の利用料が新たに1割負担がふえて、それだけでも大変だということでの悲鳴の声が上がっているもとの、さらに家庭に訪問してもらうにも利用料を取ることですか

ら、なかなかそういうサービスも国の制度を使ってということでは維持できないということで、実際には府のこの外来の制度を、優先的に使っていくことにならざるを得ないのではないかとこのふうには思っています。しかし、単価が7,000円台から約3,000円ということで、半分以下ということで、運営上は大変厳しい状況になっていくというふうには思っています。

もう1点は、国の自立支援法の訪問のサービスについては、保育所とかそういうところが対象になっていないこともあって、そういうところと連携していくという非常に大事なサービスが、なかなか継続しにくいという面があるわけで、できないということで、国の制度では、その辺について柔軟にやっぱり対応していくためにも、この府の制度の継続が非常に望まれていたわけですが、打ち切られたということで非常に残念でもあり、サービスの質の低下が心配されるということがあります。この点については、せめてそういう部分について、国の制度にない部分について、府として継続的に補完していくようなところを、ぜひ残していただきたいという声を上げていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

国の制度を補完する意味で京都府独自のいろんな、そういった独自制度が設けられてまいりました。ただ、こういった財政状況が厳しい中、あるいは国の制度そのものが頻りに改正が行われる中で、京都府もできる限りの支援をということで、京都府全く独自のものもありますし、それから町の方にも2分の1の負担を求め、そういった制度等もつくっておられます。その制度そのものが、この国の制度が変わることによって、毎年度のように見直しをしておるといような現状もございます。

そういった中でできる限り、先ほど議員さんおっしゃられましたように、府の制度は残していただく方向で、今後も働きかけをしていきたいというように思っておりますし、また、町独自でもできる支援については、考えていきたいというように考えております。

この児童デイサービスの関係につきましても、平成19年度については利用者負担の一部を、町独自でもって補助させていただこうというようなことも考えておりますので、そういった国の制度を京都府が補完する、また京都府のできない部分を町が補完するというので、今後ともそういった検討はしていきたいというように考えております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今答弁ありましたように、補完する意味で19年度に、ほかの町にない独自の取り組みをしていただくということで非常に期待が広がっております。ぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

最後に1点質問をいたしますが、いわゆる児童デイサービスの中の障害児学童の分野が、今後継続されないのではないかと不安が広がっています。自立支援法はもともと3年で見直すということが盛り込まれていまして、今から言えばもう2年後に見直しがされます。その時点では、このいわゆる小学生が通う部分は、切り捨てられるのではないかとこのふうなことになっています。

これについても本当に今、全国的にこれが必要だということでどンドンふえてきた、こういう流れの中で突然、もう当初はこれでやっていけないような形に給付額を大幅に減らすという、

3割以上減らすという、4割減らすという、そういう形でなくそうというのが国の自立支援法の内容でしたが、これをもう当初から削ろうということになる可能性も生まれてくると思っています。この辺についても、本当に必要だということでの声をぜひ上げていただきたいというふうに思っていますが、これについてはどうお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

この障害者自立支援法につきましても、一応3年ということを経験して制度が始まりました。それで3年後には、この制度についても一応見直すということがございますので、京都府の独自施策についても18、19、20の3カ年のみを、一応対象に制度を設けておられます。したがって、21年度以降どのように改正が行われるかわかりませんが、今お話のありましたように必要なそういった施策については、できる限り継続をしていただくという方向で、京都府を通じまして国の方にも働きかけをしていきたいというふうに考えております。

1 番（野村生八） 以上で終わります。

議長（糸井満雄） それでは、ちょうど12時にもなりましたし、ここで昼食休憩に入りたいと思います。1時30分から再開いたしますので、よろしくお願いします。

それでは休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後1時30分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続き、質疑をお受けいたします。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは補正予算につきまして、2、3お尋ねをしておきたいと思っております。

まず、10ページの繰越明許の関係でございますが、この冷凍米飯の関係で2,902万9,000円、これが繰り越されるということになっておりますが、この事業と言いますか、現在の進捗状況とあわせてファーマーズライスの現在の運営状況をお尋ねします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えしたいと思います。

ファーマーズライスの増築につきましては、昨年年末に契約をいたしまして、3月28日の工期で契約をいたしました。しかしながら、年末の12月を控えておりまして、増築工事にかかわりまして工場用地周辺に駐車しておりました従業員さん用の駐車スペースがなくなるということで、当初の計画としては敷地外のどこかに用地を借りて駐車をしていただいて、マイクロ等を借り上げて送迎をしながら操業を続けていくという計画でおったんですが、隣接しております工場用地の下の農地なんです、そこが駐車場としてお借りすることができる。これは会社が借りるということになるんですが、借りるという話が出まして、それでも農地法上の手続からいいますと、3月末までにその駐車場を確保できたらいいということで、マイクロの送迎を想定しながら計画したんですが、農地につきましては町の事業でやる場合、農地転用の手続が省略できるということが、京都府との協議の中でわかってきましたので、そうなら農地を早急に駐車場を整備して、職員の駐車場を確保しその後ということ、12月にかかわります工期について、少し駐車場整

備ということで増築工事を待っていただいたというような経過があります。3月28日の工期ですから、4月いっぱいという願いをしようとしたんですが、今度は逆に5月の連休を控えます4月の月が随分忙しくなるだろうということがありまして、今の増築工事については増築部分を建てて整備しておいてから、最終的に中の壁を取っ払って操業スペースにしようとする計画でありますので、4月中も少しまいこと操業のバトンタッチができんということがありましたので、5月末の工期にさせていただいたということで、2カ月間工期延長をさしてもらおうということになります。

現在の出来高につきましては、一応年度内の支出見込みは前金分と駐車場、それからコンサルに委託しとる部分ということで、年度内の支出見込みをしております。工事的には、予定どおり順調に進んでおるといことは聞かせていただいておりますし、週に1回工程会議に、うちの職員も行っておりますので、工事としては順調に進んどるといふふうに聞かせていただいております。

それから営業の方につきましても、12月については一定の黒字を確保できたということなんですが、全体的にはまだまだ経営的には厳しい。だけど売り上げとしては伸ばしているということで、また今期の決算が待ちたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1番（勢旗 毅） このファーマーズライスの今概要を聞いたわけですが、この工事が終わりますと、私が理解をしておりましたのは、大体年間の売り上げが2億4、5、000万円まではいけると、こういうふうに聞いておったと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） ほぼその予定にしております。今期の予想も5月末では、2億へんにおるんじゃないかなという思いがありますので。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1番（勢旗 毅） それでは農林課長に立っていただきましたので、もう1点、農林課長に質問をしておきたいと思っておりますが、53ページの京の稲作担い手緊急支援事業、これは京都府では去年の6月の補正になっておりまして、総額2、000万円補正が計上されておりますから、そのうちで加悦町にこれだけの事業の枠が取れるということは、今、加悦町のこういった専業農家に対するといえますか、また、農業法人に対するといえますか、非常に評価が高いんじゃないかなと思っておりますが、今度の機械等のことについて少し、十分理解ができてませんので、ちょっと説明をお願いできませんか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えしたいと思います。

京の稲作担い手緊急支援事業につきましては、京都府が18年度で制度化したということで、法人、あるいは受託組織の規模拡大、経営強化のために機械を整備する組合、あるいは受託組織とか農業法人に、機械の支援をするということで制度化されたものであります。

これについては総事業費の3分の1を京都府の補助金として受け入れをしながら、この53ページでは848万円の増額を、それぞれの組織、法人に補助金として支出するものであります。

内容につきましては、コンバインが4台、これは例えば岩屋の水稻集団栽培組合だとか香河の

作業受託組合、あるいは明石の受託組合、算所農事組合に、それぞれコンバインを1台ずつ。それから農業法人に田植機、トラクター、もみすり機の計7台の機械、2,540万円に対する3分の1の補助金という形で支援をするものであります。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） そういうことで、非常に皆頑張っていたということなんで、私が申しましたように京都府の予算額が総額2,000万円ですから、そのうちのこれだけが与謝野町に来るということで、非常にそれぞれの担当課でも努力をされておると、こういう評価をしておきたいと思っておりますが。

これは今年度からの経営安定ということを目指した去年の準備と、こういう理解をするんですが。今米が大体1万3,000円ラインといいますか、ことし所得税の申告では1万2,500円、60キロ当たりですね、それから1万3,500円が60キロ当たりというのが、いいのと、悪いとこういう区分になっておりましたので、それに近いような価格が、実際には今市場価格になっているのではないかなといたりするわけですが、とりわけ農業機械の非常に償却年限が短い、あるいは使い時間が短い。そういったこともありまして、経営的に十分、今1万3,000円というラインに乗ったときに、米がなっておると思っておりますが、この辺の機械の導入というのは補助金があれば大丈夫だと、こういう理解でよろしいでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 機械の補助については、なかなか補助制度がありませんので、大方は借り入れてやられるんだろうという思いがありますので、こういう3分の1の補助金で機械が買えるという制度はほぼ初めてといいますか、普通の受託組合ぐらいで支援していただくような制度は、初めてだろうというふうに思っております。米の価格が多分、農家の方から言わせると今最低、ずっと最低だという話なんで、経営的には機械との比較でいいますと、もっと高く売れたらいいなという思いはあるんでしょうし、そうかといって米の価格がそうだから機械を我慢して手というわけにもなかなかいきませんので、どうしても苦しい選択になるんだろうなというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 次に61ページの道路台帳につきまして、建設課長にお尋ねをいたします。

このことについては650万円ということで、整備をされるようにお伺いをしたんですが、こういう理解でよろしかったでしょうか。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 61ページの委託料の道路台帳の650万円の補正かと思いますが、これにつきましては町長が補正予算の説明の中で申し上げましたように、旧町時代に未整備の部分が残ってありましたので、それに対するものでございます。なお、650万円のうちの100万円については、路線番号の変更に伴いますタイトル、町名変更、起終点の変更、そういった部分にかかわります部分でございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 今課長から答弁がありましたように、道路法第28条に基づきまして、これを調

整、整備をするということが義務づけられておるわけでございます。

それでこの道路台帳で、かつて私もこういう経験をしたことがございました。といいますのは、集落で拡幅と延長につきまして町の要請がありまして、買収にその集落は応じたところ、それから数年して、実際の延長が問題になったことがございまして、それはほかの補助事業との関係で。ということになって、そのときに道路台帳を見ると、その買収をしたところまで行ってなかったということがございまして、道路台帳に記載されとるいわゆる延長と、実際に売り渡した延長とに差があった。ここは補助対象にならないと、こういうことがございました。

担当課の説明は、いわゆる道路台帳が正しいんだから、道路台帳どおりやってもらわなければならない。しかし道路台帳は一般に閲覧することはできませんけれども、道路台帳について、それをどうこう修正してくれとか、どうとかいう権利は一般住民はありませんので、その辺のことがなかなか難しくて、結局ほかの事業でやったということがございましたが、そういう道路台帳自体が誤ってたといいますか、そういう場合は修正というのは、今回のような場合だったらできるのでしょうか。ここのところをお願いします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） もう少しちょっと内容が理解できないところがありますが、基本的に間違っているということになれば直すべきだろうし、直せるというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それは別に定められた手続があるとか、そういうことではないと。

と申しますのは、先ほど申しましたんですが、この集落はここまでの町道拡幅と延長に用地を町に売ったと。ところが町の道路台帳ができて見たら、実際にはここまでしかなかったと、こういうケースなんですけど、今の場合は、それで、この部分が途切れてしまったと。次の補助事業に、これが支障が出てきたと、こういうケースなんですよ。

それで建設課に行きますと、それは道路台帳が正しいんだからと、こうおっしゃる。しかし、道路台帳は住民の側は何にも確認してないんですから、それはもうそう言われても困ると言ったんですが、時間的な制約がありまして、次のことにいったんですけど、補助事業に。そういうことがありまして、今回はそういう場合、修正ができるかということだけお尋ねをしたおきたいと思っております。できるということであれば、これによろしい。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 基本的に、道路の幅員等につきましては議会にかける必要はなし、告示という形で修正をさせていただきます。これは毎年、道路台帳の補正予算で上げさせていただいている部分においての対応させていただいておりますし、そういった基本的に間違い等が出てくるならば、当然そういった部分を含めて、修正等をしていかなければならないというふうには思っております。

以上です。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 次に、先ほど上山さんからお話がございましたが、21ページの菜の花プロジェクトについてお伺いをしたいと思っております。菜の花育成費補助金ですね、この関係で。

上山さんのときに、概略のお話がございました。これについては重複をするということは避け



たいと思いますが、かねてから太田町長からも、いわゆる給食センターの廃油等を使って、それをバイオディーゼルに使っていくと、こういうお話がございました。ここで今回さらに踏み込んで、この菜の花の育成事業というのが、顔を出してきたというふうに認識をしてるんですが、さらにこれを発展をさせていく必要があるのではないかというふうに思いますが、そのところは町長、どうでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 菜の花のプロジェクト、これは旧岩滝の中で、特に子供たちの学校教育の中に、そうした環境問題を考える、1つの教材的な役割も果たしてきたのではないかなと思いますし、その菜の花からできる菜種油でもってディーゼルといいますか、バイオ燃料を使って、そしてやっていくということで、ことしはNPOの人たちが中心になって、それを絞って精製をしてというような、次の段階を考えておられるようです。菜の花をふやすということと、旧野田川で取り組んでましてヒマワリ、それを今までは観賞するなり、1つのイベントとしておりましたけれども、そのヒマワリの種から油を取って、そしてそれをまた燃料にしてヒマワリ畑のトラクターに使うとか、農業用にも使うというようなこともお考えになっているようですので、それらを含めた循環型の環境を考える方法の1つとして、そうしたものを全町的に広げていきたいなというふうに考えております。そのための予算でございます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） そこで2日ほど前の新聞に、このバイオディーゼル燃料の普及ということで京都市が呼びかけをされて、全国の自治体でそういったネットワークをつくっているという新聞記事を見ているんですが、これには町長、今のところ入られるとか、誘いがあったとか、そういうことはございませんか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ、入るとか入らないとかいうことは決めておりません。それは自治体が率先をしてやっておられる形ですけれども、与謝野町の場合はそうではなしにNPOの方たち、民間の方たちが1つの方法としてそういう盛り上げ方を、町民の1つの運動として盛り上げていこうということでされているのと。

それから、できたオイルでもって、この町でできた燃料でもって、この町のいろんな車なり機械なりを動かしていこうという、そういう発想で。京都市の場合は、よそからできた燃料を、よそのところからまた補充してという形ですけれども、町の中で循環していけるような方法がないということがまず1つと。

NPOの方たちもそれを精製するような、そういう研究をするような、そうしたものを国の方の補助を受けるような形で、今研究もされておりますので、そうした民間の力でやっていくと。それを1つの運動として全町的に取り組んでいくと、行政はそれをサポートしていくというような格好で、進めていけたらというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 現在のこのバイオディーゼルの燃料の品質基準とか、そういったことがこれから国の方でも決められていこうというふうに思いますので、NPOも含めながら、ひとつ今後の推移を見守って、与謝野町も先進的に取り組んでこられた町として、やっぱり今後注目をして

おく必要があるなど、こんなふうに思っております。

それでは最後にもう1点だけ、今度は環境関係、不燃物処理場の関係で担当課長にお尋ねをします。

実はきのう第3日曜ということで、不燃物処理場に行かせていただきました。非常にこうして1日不燃物処理場が開かれるということで、喜んでいらっしゃる方がたくさんございました。

その中で気になったことについて1点申し上げておきますのは、いわゆる現在の投入量を見ますと、この間の小林さんの話では、加悦へ行くと加悦はまだ10年でももつと、こういうて言うていただいたんですが、実際に行ってみると、これは予定よりかなりたくさん入っているのではないかなと、実際にあの場に立ってみると、そういう気がするんですが、現在計画に対して、どのぐらいの投入量になっておりますか。そこを課長の方で、わかっておりましたらお願いします。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

処分場の埋め立て状況でございますけれども、以前、廣野議員さんの一般質問の中でもお答えをさせてもらったんですけども、加悦の最終処分場につきましては、平成9年1月から埋め立てをしておりますして10年を経過しております。現在の埋め立て状況につきましては約5割で、平成27年度までの9年間程度は、可能かということで推測をしております。

それから岩滝の最終処分場につきましては、平成11年の4月から埋め立てを開始しておりますして8年が経過をしております。岩滝の処分場につきましては約5割程度ということで、平成26年度までの8年間ぐらいは、可能であるというふうに推測をしております。

それから野田川の最終処分場につきましては、平成15年4月から埋め立て開始ということで、4年が経過しておりますして、埋め立て状況は2割程度ということで予測をしております。ただ、埋め立て重量から換算をしまして埋立量を予測しとるわけですけども、当然誤差が出てきますので、今後、特に加悦の最終処分場あたりについては、地形が複雑になっておりますので1回測量して、実際どの程度埋まっておるのか、その辺のとも把握をしたいなというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 今課長から答弁をいただいたとおりのようで、加悦につきましても50%ということで、これはこれでいいんですが、心配をしておりますのはいわゆる進入、こちらから入っていきました部分ですね、ここが非常に高くなっているということで、この扱いといいますか、ここを若干修正をする必要があるのかなという気がするんですが、そういうことで特に問題は、現在のところ感じておられることはありませんか。トラックが入っていくところが、こちらが非常に高くなっているということで、ここはもう道まであんまり差がないようになってますね、奥は空いてるんですけど、特に問題がなければいいんですけど。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） ちょっと済みません、状況がちょっと細かく把握できておりませんので、また調べまして対応させていただきたいというふうに思います。

- 1 1 番（勢旗 毅） おわります。

議長（糸井満雄） ほか。

谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） たくさんの質問が出ましたけども、私も補正につきまして2、3点、質問をさせていただきます。

まず最初に、27ページの総務費の中の合併記念式典開催事業費ですね。これは質問ではないんですけども当初予算が273万円で、今回150万円の減額補正で、結局事業としては120万円、当初予算の半分以下という事業になりました。

この事業につきましては、6月議会か9月議会か忘れましてけれども赤松議員さんの方で、こんな派手な合併事業の式典をするべきではないと、こういう鋭いご指摘がございまして、そのおかげで、これ減額になったのかなと私は思っておりまして、私も大変結構なことであると。こういう住民に直接関係のないということではないんですけども、直接影響のないものについては、極力やっぱり簡素に、質素にこういうものは行うべきであると、私もこう思っておりまして、大変いいことだなと、このように思っております。

続きまして29ページ、これは質問ですけども、これは旧来、私、質問を2、3回しか経過がございすけれども、財産管理費の中の3町の役場の維持管理費でございす。この経費は主に水道光熱や消耗品、燃料費、エレベーター、空調、警備、こういう維持管理費でございす。当初予算を見ましたら、3町を合わせて約4,500万円ほどの予算計上でございす。今回、350万円ほどの減額になりますから、4,000万円強の維持管理費がこの3町で発生すると、このようになると思います。

以前、いろんな議員さんからもご質問があった経過があるんですけども、経費の節減の折というか、非常に3町にまたがると、庁舎を構えると非常に経費が要ると。こういうことでいずれは本庁の1つの方式で運営すべきだというような意見がたくさん出ておりましたけれども、この問題につきまして今、行政改革推進委員会がいろんな角度から、行政経費の見直しをされてると思うんですけども、今現在、この行政改革推進委員会で、この役場の庁舎の問題についてどのように意見が出て、どのような取りまとめが行われているかどうか分かりませんが、その点についてお伺いしたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 現在、行政改革推進委員会で与謝野町の行政改革大綱、これの素案づくりをさせていただいております。現在、たたき台を出させていただきまして、それを4月にまた行革の委員会を開きますので、具体的にそれをたたいていただくということでございます。

途中経過といたしましては、やはり3町の分庁方式、これにつきましては至急検証をして、検討をする必要があるんじゃないかと、そういうご意見をいただいております。そこまでございまして、現在のところ、そのことがいわゆる行革の大綱の中に書き入れられるかどうかということにつきましては、まだこれからの問題だということでございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） もちろん庁舎を構えるということになりますと、維持管理費だけではなく、一番の眼目はやっぱり人件費だろうというように思うんですね。それについて、また維持管理費もついて回ると、こういうことだろうというように思います。

先ほど言いましたように、3町で4,000万円強の維持管理費が要ると、こういうことでございますので、これが例えば本庁1庁舎ということになりますと、乱暴な話では3分の1なんていうこともあるんですけど、その辺の維持管理費の試算というものを行政改革推進委員会の方でご検討されているかどうか、その点についてもお伺いします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

行政改革推進委員会の中では、基本的な方向を協議していただくということが主であろうというふうに思っております。具体的に数値が幾らから幾らに減るといふところまでの議論には、至らないんじゃないかというふうに思っております。それをするのは例えばそういう答申が出されたら、それをするのは具体的には、今度は役場の中でそれをしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

ただ思いますのは、3分の1にはならないというふうに思いますし、例えば1つの庁舎にいたしましても、じゃあ余った庁舎をどう転用するのかといったところにも、またその維持管理費の問題については、関係が出てくるだろうというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） それでは、もう少しちょっと突っ込んでお伺いさせていただきますと、現在3庁舎あると、320名ほどの職員さんがおられると。現在の規模で本庁を1庁にするということになりますと、例えば現在、岩滝と加悦の野田川がありますよね。例えば今現在、本庁が岩滝になっておりますね。この岩滝庁舎で、この課と職員数が賅えるだけの、それだけの器があると、こういうようにとらえておられるのか、その点についてお伺いしたい。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） まだ想定の域は出ませんが、総合庁舎への道のりということで町長の方から、有吉議員に対する一般質問で答弁をさせていただいておりますけれども、将来的には職員を230人程度にしていこうということでございます。その230人の中には30名程度は、これは水道だとか下水道だとか、そういった職員でありますし、その230人の中には保母さんだとか学校の用務員さんだとか、そういう出先の職員さんがいらっしゃいます。そういった方たちが現在、ちょっときっちり人数を調べたわけではないですけども、70~80人はあるのかなと思います。230人から70~80人引きますと150~160になるんですか。

今、一番たくさん入っておる庁舎が加悦庁舎なんですね。入っております職員が約80人程度ということでございます。その次が岩滝庁舎で70人程度、それから野田川庁舎が50人程度ということでございます。ですから、将来的に1つの庁舎にするということになりましても、現どの庁舎を見ましても何らかの措置を講じなければ、これは入らないということになるんじゃないかなというふうに思っております。何らかの措置といいますと、それは増築だとか、他の施設の転用だとか、こういうことにはならんと思いますけれども新築だとか、そういう措置が必要になってくるだろうというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） それでは町長にお伺いします。

町長は4年の任期の間に、いろいろな行政改革を推進したいと、こういうぐあいにおっしゃ

られております。当然この役場の庁舎の問題も、非常に大きな問題だろうというように思うんですけども、行政改革推進委員会の答申が4月に出るといようなお話を今されましたけど、町長のお考えとしては、例えば時間的なサイクルを区切って、この辺の段階でこの問題については、こういう形にしたいといような、タイムスケジュール的なお考えをお持ちなのかどうか。

例えば先ほど言いましたように、本庁1庁にするということとここに持ってきたいとか、先ほど言われましたように新築したいとか、増改築で済ませたいとか、その辺のお考えを、一体どの辺の段階でお示しになられようとされているのか、その点についてお伺いしたいというように思っています。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 合併をします前の段階で、やはり新しい庁舎を建てるのではなしに、今ある庁舎を有効に利用していこうということで、確かにそれと住民の方たちと1つの町になるんで、一遍に1つの場所といようなことは、もう人数的にも無理ですし、また住民感情の中でも、なかなか難しいといことで、今ある庁舎をそのまま使っていこうという形でスタートしたわけでございます。

今言いましたように、私のマニフェストでは、4年の間に50人ほどの削減をということを掲げております。これは自然に退職していく人たちの数だけでは当然足りないわけですから、ある意味、事務事業の見直しの中でスリム化を図っていくという中で、人員の削減ができればといふうな思いがあって、具体的に1つの数値をずっと積み上げていったというものではないんですけども、おおよそそいった形でいかないと。なかなか今この2万5,000人ほどの町の規模からいえば、職員としては多い人数だといふうな、そうした考え方から、単なる数だけではないですけども、そうしたことで一定の方向性を出したわけですけども。

それを考えてみますと、一遍に1つの場所にというのは、これは難しいことだと思いますし、この加悦の庁舎にしましても、ついせんだって建ったとてでございます。ですから、これから20年、30年は十分もつ館であるといふうに思いますし、また、本庁になっております岩滝にしましても、この合併時にある程度手を入れましたから、まだまだ十分20年ほどはもつ、そうした館ではないかと思えます。

ただ残念なのは、野田川の庁舎につきましては、北庁舎の方は新しいですけども、今までの旧役場は非常に危険とは言いませんけれども、耐震のそうした補強もしてありませんので、できるだけ早く野田川の本庁舎の部分を、できるだけ使わないような方向で進めていくことを、まずできればこの4年間の間に、整理ができればなといふうに考えております。できるだけ早くあの庁舎の中から職員が、両方の庁舎に分散ができるような、そうした方向が取ればといふうに考えております。

先ほど旧野田川庁舎は50人ということをおし上げました。その中で水道や下水道、北庁舎の中にはいろんな管理システムが入っておりますので、あそこは庁舎という形ではなしに、1つの施設としての位置づけをしてはどうかといふうに考えております。そうした中で今の岩滝にある本庁と加悦の庁舎とを、今後ある程度の長い期間使っていけるような、そういう中でのやりくりをしていくのが一番いいのではないかと、今の現時点ではそういうふうな構想を私自身は考えております。

それは職員の人数も含めてということにもなるでしょうけども、いろんな事業の見直しの中で、そうした方向を探っていくのが、今の現時点で考えられるベターの方向ではないかというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） わかりました。

今のお話では、あんまり急激に3町からもう本庁方式に一遍に切りかえるのではなしに、加悦庁舎と本庁である岩滝庁舎を残して、この活用を図っていききたいと、こういうぐあいのお考えだというぐあいにお聞きをしました。

続きまして、質問を変えさせていただきます。55ページの商工業者の金融支援事業でございます。

これにつきまして当初予算が3億8,171万円で、これは預託金がございますので、実質、利子補給分と保証料の補給分ということで、大体5,000万円強の予算化をされておったのが、今回1,000万円減額補正になりました。この制度は大変多くの方が利用されて、非常に有利な制度でありまして、大変喜ばれている制度でございます。しかし、残念ながら4月をもって、この制度を打ち切ると。その事情としては、やむを得ん事情があるんですけれども、非常に大変残念なことであるというふうに思っております。

それに切りかわる方法として京都府の制度融資ですね、この方に切りかえていききたいと。これはまた新年度の方で、いろいろご質問させていただきたいなと思うんですけれども、前段としまして、現在、京都府の制度融資ですね、これを一体与謝野町の町民の皆さん方、商工業者の皆さん方がどれほど利用しているのか。その実態について、お聞かせをいただきたいというように思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

京都府の制度融資を、全体でたくさんメニューがありますけども、とりわけ町内において利用がたくさんという部分について、私どもで把握しております部分を申し上げますと、大きくは一般融資と、それから不況対策融資というのがありまして、全体的にその中でも2つずつのメニューがありまして、一般振興融資、それから小規模企業応援融資、そのあと2つのメニューは不況対策ですが、経営支援特別融資、安心借換融資というような、大体この制度を町内の方に使っているようにございます。

ばくっとしたところでございますが、全体的に4つの制度融資で、153件というふうに私の方で認識をいたしておりまして、この数字によりまして19年度から京都府の制度融資の中で、保証料補助を行っていくための試算数値として把握をしております。ほかにメニューがございますので、この数字できちっとこの件数でというわけにもいきませんし、また利用金額がまちまちでございます。ご質問にはありませんけども、利用件数がその4つの制度で10億円余りの融資額ということになっておりますので、それを勘案しながら私の方で積算をして、19年度の保証料補助を行っていく積算をさせていただいた数字を今報告させていただきましたので、これがすべてということではないと思いますが、それがほとんどであるというふうにご理解をいただいたらというふうに思います。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） この町の融資制度については、先ほど申しましたように多くの利用者がある、大変重宝がられていると。こういうことを考えまして、私はこの間、北都信金のある方とお話をしております、この融資制度がなくなるんだということで、北都信金さんの方で、この制度を維持していただいてリスクを全部かぶってもらえるような、こういう制度はできへんのかと、このようにお話をしました。

というのは保証協会からほとんどOKが出れば、金融機関サイドの審査においても、ほとんどパスするケースが非常に多いと、こういうぐあいにおっしゃっていただいとるんで、確かにリスクはあるんでしょうけども、町がリスクをかぶるといふには、なかなかいかんので、北都信金サイドでリスクをかぶるようなことはできないかというようなご相談というか、ちょっとした雑談話をしております。しかし最近、やっぱり事故件数が非常に多くて、なかなかそのリスクは負いかねないと、こういうようなご返事でした。

この制度を維持しようと思うと、やはり審査基準がちょっと辛めになると言いますが、そのリスク分は当然なんですけど、例えば保証人さんを要求したり、担保を要求したりと、そういうことにならざるを得んということみたいでございます。当然そういうことになると、借り手の方は二の足を踏むのは当たり前でして、そういうことでイコールこの制度を維持するのは、なかなか難しいなというぐあいにつくづく感じたわけでございます。それと、この制度にかわる新しい何か商工振興策というのを、またそれは予算のときにちょっとお伺いをしたいなというぐあいに思っております。

それと55ページ、同じページなんですけども、産業振興事業費ということで、今回補正で510万円の減額になっております。これも当初が942万円の当初予算額でして、実質使われたのがもう半分以下と、こういうぐあいになるのではないかなというように思うんですけども。

いろいろな仕組みをこうして書いていただいている割には、これは浸透しておるのか、PR不足なのか、本当に利用者が少ないのか、その辺はちょっと私もわからないんですけども、この原因は一体どこにあるというぐあいに課長はお思いなのか、お聞きをしたいと思っております。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

初めに制度融資のあり方でございますが、金融機関さんとの調整をちょっと雑談程度されたということですが、私の方も保証協会とも詰めておりますし、金融機関とも詰めさせていただきました。商工会の経営指導員さんとも話し合いをさせていただきました結果ということでございます。

19年の話になるわけですが、町の制度融資にかわって京都府の制度融資ということでございまして、全般的な見直しの中で京都府の方も今からですけれども、先ほど申し上げました不況対策一般融資につきましても、窓口を広げていくというような考え方の中で、できるだけ金融機関に負担がかからないような形のメニューも、すべてというわけにはいきませんが、メニューづくりをした中で、保証協会が全面バックアップするとかというような枠組みも、できるような流れになっておるようでございますので、正式な形が出ましたら報告ができるんじゃないかなというふうに思っておりますが、悲しいかな町単独では、そこまで入り込めないということが現実にある

ということをご承知いただきたいというふうに思っております。

それから商工振興事業費の補助金の関係でございますが、ご指摘のとおり実績としましては、900万円余りの予算額に対しまして減額510万円余りということで、数字的には非常に大きな減額ということでございますが、あくまでもこれは予算の範囲で、できるだけ使っていただきたいということで、振興策の助成ですから、そういった意味で財政の方にもお願いして、大きな金額をつけていただいているということは事実でございます。

あと使うということでございますが、実績的には7名なり9名の実績で、予算減をせざるを得ないということでございますけれども、ほかにも例えば新商品開発の中ではご相談もあります。例えば女性専門の絹を活用した靴をつくりたいとか、それから新しいどんを開発したい、また、新しい寿司メニューをつくりたいとかというようなこと。また、織物の関係につきましても、先染、後染も含め、広幅も含めた中で新しい商品開発ということで取り組んでおられますけれども、実質的にそのような部分で、1年1事業という格好にしておりますので、なかなか実績が上がってこないのは事実かというふうに思いますが。

問題点というより、課題というふうに受けとめたいというふうに思いますが、そういった中でPRは、今お持ちの黄色いパンフレットにつきましては、春にはっきり申し上げまして全戸配布しております。それから商工会の窓口にも置いてありますし、金融機関にも置いてあります。全戸配布すべきものではないかな、どうかなということにつきましては創業もありますから、皆さんに知っていただくということで全戸配布をさせていただいた、企業者だけではなくてという形で取り組んでおりますが。

また、あわせまして商工会の方にも、やはり地域に入られる経営指導員さんがこういうメニューを持って、新たな目論見をとっていただけるような形を推奨してほしいということで、お話をさせていただいておりますので、そういうところからは決してPR不足ということではないというふうに考えておりますので、失礼な言い方になりますが、企業さんがこれを活用するところには至っていないのかな。そうではなくて今の現状を安定化させることが、今必死になっておられるのかなというような認識に立っております、引き続き商工会とは、実際に企業さん等を経営指導されておりますので、こういうメニューの中で、新たなメニューづくりを提案していただけるような形をお願いはしておりますので、それぞれにメニューがまた広がっていくような形にはなるかなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 15番（谷口忠弘） 課長がおっしゃられたように、私も非常に残念なんですけれども、非常に地場産業の低迷で商工業者も大変青色吐息の時代に入っておると。本当に元気のないのが一番困ったことだと、私自身も感じているところであります。

それを裏づけるのが先ほど申しましたように、一般会計の当初予算が106億3,890万円ですので、今回の補正後108億8,900万円という、当初予算に比べて102.3%予算が膨らんでおるわけですね。しかしながらよくよく見ますと、商工費と土木費だけが当初予算を下回っておるというようなことで、要するに消化不良と申しますか、せっかく予算を組んでいただいたのに使わずじまいと言ったら語弊があるかもわかりませんが、その辺のところ辺が非常



に課題であるんじゃないかなというぐあいに私も思っております。その辺のメニューの今後につきましては、また予算がございますので、そのときにいろいろとまたご質問をさせていただきたいなというぐあいに思っております。

それと飛びまして73ページなんですけども、伝統的建造物群保存対策事業であります。この中の加悦伝統的建造物群保存地区建物台帳作成事業が減額の32万4,000円、減額補正になってますけども、この字体だけずっと見ますと、一応ちりめん街道の建物だと思んですけども、この辺の建物の所有者でありますとか、一連の調査というのはもうすべて完了して、後で質問しようかなと思うんですけど空き家がございますね。それについても、例えば連絡先がどこであるとか、そういう詳しいところまで資料が整理されているのかどうか、その点についてお伺いしたいなというふうに思っております。

議 長(糸井満雄) 土田教育推進課長。

教育推進課長(土田清司) お答えをしたいと思います。

伝建地区の建物台帳の作成事業ということでございます。この事業につきましては、いわゆる診断リスト、カルテづくりをしようということで台帳の方を作成をいたしまして、ほぼ完成をしております。建物については118件、すべて完成をしております。

この事業については全体の診断というんですか、状況を把握しようということでございまして、空き家等についてのリストについては、そういったリストの作成の方はしておりません。

以上です。

議 長(糸井満雄) 谷口議員。

- 15番(谷口忠弘) この地区でいろいろな催し物が活発に行われているんですけども、当面の問題としましては、かなり空き家が今後もポツポツポツ出てくるのではないかと、現在もありますけど。その家というのは、結構やっぱり昔からの家のとこがありまして、文化的にも非常に希少価値があるといいますが、保存に向けてせなあかんなあというようなお家ばかりなんです。この辺について、もう少し行政側が踏み込んで、例えば連絡をとるにしてもどの方と取り合っているのかとか、例えばそこをだれかが借りるということに関しても、例えばある程度打診をしてみるとか、貸してもいいよとか全くだめだとか、修復に応じてるとか応じないとか、その辺の聞き取り調査を行政側がしていただければ。ちりめん街道を守り育てる会の会長が、何ぼそれやれ言うたって、それはなかなか無理ですよ。だからそういうとこまでちょっと足を踏み込んでいただいて、プライバシー対にかかわることがあると思うんですけども、その辺の実態調査をもう少ししてあげた方が、今後の展望が開きやすいのではないかなというふうに思うんですけど、その点についてはどう思われるか、お聞きしたいと思います。

議 長(糸井満雄) 土田教育推進課長。

教育推進課長(土田清司) お答えをしたいと思います。

昨日も三重県の関宿の方に育てる会のメンバー、それからうちの職員が視察にも行きて、そういった問題も当然勉強したかというふうに思いますし、空き家問題については、やはり伝建地区について大きな課題だということは認識しておりますので、行政としてもできる限りの支援はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 文化的価値とか、それがどれくらいあるかというのは非常に大変な問題ではないんかなというように思うんですけども、ちょっとスケールは違いますけども、京都市内では町家の保存であるとか、そういうものが今非常に盛んに行われておりまして、行政が買い取ったり、それはお金の問題があるんですけど、いろんな施策が打たれているようですので、当地としても、このちりめん街道を守る意味からも、もう少し足を踏み込んだ行政のいろんな施策が、必要ではないかなというぐあいに思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） ここでちょっと休憩をとりたいと思います。2時40分まで休憩をとらせていただきます。

その前にちょっとお尋ねするんですが、今から質問したいというふうに思われる方は手を挙げていただけませんか。

（質問希望者挙手）

議 長（糸井満雄） 1人ですか。あとのちょっと時間の調整がございますので、お伺いをしたわけです。わかりました。

それでは40分まで休憩します。

（休憩 午後2時25分）

（再開 午後2時40分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑をお受けいたします。

井田議員。

9 番（井田義之） 多くの皆さんが質問されましたので、せいぜい合間をぬってしたいと思いますけれども、重複する部分があってもお許し願いたいというふうに思います。

参考資料で自治振興補助金の一覧表が出ております。3月補正後対応ということになっておりますけれども、この部分について内示がある部分は3月補正後にやられるんだろうと思うんですが、内示のない、まだ内示が来てない部分がありますが、この分についても一応対応して、地区の要望どおりにやっていただけるというふうに、ご理解させてもらってもよろしいでしょうか。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一応予算の裏づけがございませんと内示ができませんので、今回出しております補正予算を認めていただきまして、予算の裏づけをつけて、ここに書いてあります事業につきましては、すべて対応させていただくと、こういう予定でございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 内示がないということでは未確定ということで、もう一遍ちょっと念を押しますけれども、内示がないままに終わってしまうということも、ある可能性があるというふうに思うわけですね、申請しておっても。そのときでも、とりあえず今年度に予算の裏づけができれば、やっていただけるというふうに理解して、わかりました。そしたら、よろしく願いをいたします。

この中に参考資料で、同じく起債が出ております。一般単独事業債42億9,000万円、これについて今回の補正予算の中で、25ページ、一般単独事業債の借り換えが1億3,100万円あります。何ページですか、支出の方もありましたけれども、75ページに1億3,111万8,000円支出があります。これここで借り換えをしていただくということなんですけれども、これについては、どれぐらいの利率の効果があって、総合的に大体概算でどれぐらいのメリットがあるということでしょうか、ちょっとお答えをお願いします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 今回借り換えを実施いたします対象事業でございますけれども、利率が3%以上の縁故債について、京都府の振興協会資金に借り換えをさせてやるということでございます。

対象事業につきましては、加悦庁舎の建設事業でございます。平成13年度に許可されたものでございます。これにつきまして、0.6%の利率で借り換えをさせていただきます。一応利息の支払だけで、4,500万円程度の効果があるということでございます。ただ、今までの縁故債は25年償還でございますが、振興協会資金は10年償還となります。したがって、単年度の返済額はふえるわけですが、利率の効果で4,500万円ということでございますので、そちらを選択させていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 合併のメリットのある10年の間に、できるだけこうして有利な利息に借り換えをして、償還をしていただけるということについては、10年、15年後の財政を心配しております私にとりましては大変結構なことで、これからももしそういう借り換えができる分があれば、以前にも申し上げましたけれども、進めていただけたら大変ありがたいなということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、これは先ほどからいろいろと農林課のサイフォンの問題が出ておりました。これはどうなんですか、500万円かけて10年間は大丈夫だと。地元負担とかそういうのは、なしということですか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

昭和46、7年だったと思うんですが、河川改修によって井堰をなくすかわりということがありますので、多分その当時の約束でいいますと町の負担で、水の手当てはするということになっただろうというふうに思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 何で委託料だということも、先ほど上山議員の質問でわかりましたし、今地元負担のない意味もわかりました。ありがとうございました。

ちょっとその同じところ、53ページから54ページにかけて林道関係があります。

下谷林道ですが、これは私、ちょっと賛成をしなかったところもあるんで、質問しにくいんですが、入札減等ということでありました。等ということは、工事内容の変更もあったんかなというふうに、説明を聞く中で感じたんでございますけれども、入札減以外に、どういうことで944万9,000円の減になったのか。

それから課長、一緒に聞きます。丹後縦貫リフレッシュ事業負担748万4,000円がござ

います。これについて何カ所かの自治体にまたがりますので、それぞれの延長によって負担割合等がいろいろとあると思うんですが、総事業費が幾らで、そして与謝野町にかかってきるとる748万円は何%なのか、もしわかればお願いをいたします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えします。

1点目の下谷林道の工事請負費の減ですが、入札減等によるというのは、余り思い出したくないんですけども、当時、施工延長の減80メートルという部分がありましたので、それを減額した分と、それから入札の減による工事費の減額ということで、工種は特に変わってておりません。

それから丹後縦貫林道のリフレッシュ事業というのは、京都府が施工していただいております丹後縦貫林道のいわゆるリフレッシュ工事なんですが、改築や舗装という形で京都府が進めてもらっております。それが大体京都府のこのリフレッシュにかかります事業費が、大体1億4、5、000万円年間やっておられます。その10%分を関係市町村が負担する、延長割ということになるんですけども、負担するということになります。それが1、457万8、000円が、今年度の与謝野町の割合分でした。

これは709万4、000円ということで当初予算を立てるわけですけども、当初予算の見積もりのときに、特に平成18年度の予算見積もりにつきましては、平成17年10月時分から予算を見積もれということで、いろいろ旧町時分で見積もるわけなんですけども、大体その年度の負担分を翌年度の当初予算に上げとったと。例年、1億4、5、000万円の市町村分担金のうち、いわゆる旧岩滝でいいますと岩滝町さんは、大体この2年をかけては、大体半分ほどを京丹後市や宮津市さんと分けられとったと、延長割で。そのつもりで700数万円を上げたんですが、結果、18年度の事業につきましては、ほとんどが与謝野町内の区間の割合になってきたということで、1月になってから事業費の確定ということで、京都府の方から負担金を求められたのが、1、457万8、000円ということで、ちょっとこちらもびっくりしたようなことなんですけれども、これはどちらにしても補正対応でしかできにくいかなと思っておりますけども、もう少し早い段階で京都府と協議しながら、補正の確定といいますが、事業費の確定をしていただいて、9月程度の補正にしたらなという反省はあります。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 今の件で10ページに繰越明許費があります、下谷林道の工事が3、150万円繰り越されております。この繰り越すと、下谷林道との工事の進捗状況等との関係。といいますが今年度で、19年度で終わりということでした。舗装は残るということで、この分は舗装なのか、それともこの工事の中の延長なのかどうか。

それから丹後リフレッシュのいわゆる地元が持つのは10%、そのうちの与謝野町が何%ということとはわからないのかどうか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 下谷林道につきましては10月7日に契約をいたしまして、3月末で終わりたいというふうに、工期が大体170日程度でみたわけなんですけども、実際的にこの工事の着工日からいいますと、標準工期は大体220日ぐらいいるだろうなというのは、もともとはあったんですけども、3月末までに一生懸命にやっていただくというような契約にさせていただきましたが、やっ

ぱり12月、1月にかけて、工期がもう少し要ると。

といえますのは3カ年事業でやっておりまして、16、17、18でやっておりまして、当初の年度が、もう既に台風23号による災害のためということで、随分おくれた契約でやらせてもらっております。当初は16年12月に契約したような形でやらせていただいております、もともと半年ずれたような形で、工期をみていっとるということがありましたので、ちょっと無理な工期で3月末の工期をしたんですが、1月、2月で調整しますと、やはり6月末ぐらいまでは時間が要るだろうということになりましたんで、今回繰り越しをさせていただくとということがあります。

これは1本の林道を3カ年に分けておりますから、前年度の工事が終わらんと入れんということで、昨年10月を越えてから入ったわけなんですけども、実際に下谷の改良工事というしておりますけれども、現道が2メートルほどを3メートルに拡幅して、法を切ったり土羽を張ったりしながら上がっていくということなんですけども、もうほぼ新しい路線をつくるような形で、もう一歩ずつ上がっていかんならん感じになりまして、通常道路やなんかだと路線で何カ所も同じような工種といえますか、工程ができるんですが、これはもう一歩一歩上がっていかんならんということがありまして、なかなか先へ進みにくいと。標準工期が220日とっておりますが、それは額的な標準工期で、今回は6月末までみさせていただくので、大体260日ぐらいの工期になるんだろうというふうに思いますが、250~260日の期間が、やはり単線を下から上がっていく林道工事では、そういう期間が一定程度は要るんかなというふうに思っております。

この工事については、舗装工事は別になっておりまして、路盤を整えるとかまでということで、事業を出しております。現在は、切土がほぼ済みました。それからブロック積工が4カ所あるわけですが、その4カ所についても、これは100%終わっております。それから排水口横断工、道路横断しとる箇所が8基あるわけなんですけども、これが大体半分ほど終わるとということになりまして、しかしながら工事的には、大体30%程度の今は進捗率というふうな金額的な感覚で、30%程度という出来高になつとるとということです。

それからリフレッシュ事業の今年度の総事業費が1億4,950万円のうち、与謝野町が1億4,500万円、370万円、400万円程度が宮津市さんであるということです、総事業費のうち、その割合です。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) リフレッシュについてはわかりました。

下谷林道ですけれども、ことしは本当に暖冬で、工事の条件としては最高の条件、私が知る範囲においては、こんな好条件で工事ができるという状態は余り思い当たりません。そういう中でこれだけの工期の遅れが出る。一番最初に工期的にミスのなというのか、ちょっと無理があったのかなという課長の判断でしたけれども、一応こんなときに工期延長を申請をし、それを認めるなんていうことはしばらく前は考えられなかったということ。そして工法的にいろいろと課長も業者の立場的に、こういう格好でしか工事が進まないということを言われました。これも私も現地を見なくても、あの図面を見ただけで大体想像がついておりました。それはただど入札の説明会のときにすべてを説明をして、そのことを条件に業者は決定をされた、請け負いされたということやろうというふうに思いますので、余りにもダラダラと業者と癒着をしてもろたら困るんで

すけれども、ダラダラといい顔をしておる必要はないん違うかなと。やっぱりもう少し厳しく当たってもらわなければならないときには、厳しく当たっていただく必要があるんやないかなというのを、これは申し上げるだけ申し上げまして、この件については終わりたいというふうに思います。

次に、私も聞き逃しとるかもわからないので、この件についてはなんですけれども、71ページに地区公民館のモデル推進事業、これは本当いうたら委員会の中でも聞いておけばよかったんですけれども3地区、加悦と金屋と温江ですか、モデル事業。これはどうなんですか、どういう格好でモデル事業を進められようとしておったのか、それとも75万円、25万円ずつの ということは、進めようとしておったことが全然進められなかった、進まなかったということなのか。一部は進んだけれども、75万円分進まなかったということなのか。事業内容と、それから結果をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えをしたいと思います。

71ページの地区公民館の管理運営事業の委託料で、75万円の減額補正ということになっております。当初、1年6館を対象、150万円ということで地区の公民館活動のモデル事業ということで、旧岩滝町と旧加悦町の区長さんの方に、こんな事業があるということで説明をさせていただきました。その結果、加悦奥公民館、それから金屋公民館、温江公民館ということで、3公民館の方が手を挙げていただきまして、既に公民館モデル事業ということで取り組んでいただいております。したがって、予定をしておりました残りの3公民館については、残念ながら手を挙げていただかなかったということで、減額を今回させていただいております。

以上です。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） わかりました。事業の内容もちょっと言うてほしかったんだけど、私言えへんかったかな、さっき。ちょっとお願いいたします。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 答弁漏れをしておりました。

事業の中ですが、まず講座を開設していただくということで、10講座以上の講座開設ということでございます。それと一番大事な点は、館長主事を設置をしていただくということでございます。やはり公民館活動というのは館長、それから主事を設置していただいて、その方を中心に公民館活動をしていただくというようなことでございます。

それから講座の開設ですが、その中に青少年の育成事業、それから人権事業、それから広報活動をやっていただきたいということで、3つほどの必須事業をお願いをしたいということで、各区長の方には説明会で回っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 地域のいろいろな事業の拠点としての公民館ですので、できるだけご苦労さんですけれども、頑張ってくださいますような指導がお願いできたらなというふうに思います。

次に、これも先ほど出ておりましたのであれなんですけれども、私も以前も地デジのことは大

変心配をいたしておりましたし、今でも心配をいたしております。

そこで先ほど和田課長が、この10月か11月に成相山の試験電波が出ると、これはもう私もずっと以前から聞いておりました。ところが、そこだけを使って三河内の比久尼城というんですか、あそこからの今電波を受けとる地域が結構あるんですね。だけどあれには地デジの拠点はなしになるというような発言が、ちらっとあったように思うんですけども、私はあそこもいわゆる3年くらいおくれて、試験放送が始まるん違うかなというふうに聞いていたんですけども、そこをちょっと明確にお願いいたします。

議長（糸井満雄） 和田地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） ちょっと説明不足で申しわけなかったと思います。

成相山は、ことしの10月ごろということで、三河内の比久尼城につきましては1年おくれまして、来年の秋ごろから試験電波が出されるということですが、成相山につきましてはNHK2波と民報5波が同時に電波が発信されますけども、比久尼城につきましては、まず最初にNHK、2011年までに残りの民報の5波も順次電波を出していくということで、ちょっと成相山とは趣が違いますけども、最終の2011年までは、来年から徐々に電波を出していかれるということでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） わかりました。

私が心配しておるといのは、いわゆる三河内の比久尼城から電波を受け取られる家庭が結構あるわけですね。そうすると成相山からの分については、それぞれのお家でいろいろと設備さえすれば、何とか自分とかに電波が来るかどうか、受けれるかどうかという、そういうあれがわかるんですけども、比久尼城の場合ずっとおくれてしまうと、今度はその感知のしようがないと。

以前に私が質問させていただいたのは町の方で、今のこの時代にテレビがなければ、一切の情報が入らない、何とかその辺のところの考え方というのか、福知山では大騒動をしておりますけれども、そういう対応を一日も早いことというようなことを言うとしたわけですが、そういう町として、今後そういう試験電波を受ける中で各地域に対して、今、比久尼城から受けておられるところ、また成相山から受けておられるところも含めて難聴地域、いわゆる乱れるところが難聴地域ですわね。いまだにアンテナで、先ほど企画財政課長が言われて対応できるところもあるんですけども、難聴のまま我慢しておられる家庭もあると思うんです。そういうところは、今度のデジタルになれば難聴で済まない、ゼロになると。

というのは、地デジとアナログですけども、私も一応、地デジにかえなければならぬという、電波の関係については、そのことは理解はしておりますけれども、これは1つ言えば国の都合でかえるような気がしておるわけですね。そこで国からの補助金も全然ないのかなということも、財政課長にお尋ねがしておきたい。もう少し何とか、国の都合でいろいろな電波の活用方法、私も細かいことはわかりませんが、恐らくアナログの電波がデジタルになれば10ぐらいいは使えるはずで、10ぐらいい。そやから物すごい電波の利用頻度がふえるんです、デジタルにすれば、それを押さえて、ほかのいろんな電場の範囲に電波管理局が許可を与えていこうという、そういうあれがあつとるので、これは今の電波の活用の時代に、やむを得ないと思うん

ですけれども、そのためにいわゆる難聴地域が犠牲になるようなことがないようにだけは、何とかお願いがしたいなというふうに思っておるわけですが、その点についての答弁をいただけたらお願いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

井田議員の質問にお答えをしますまでに、ちょっと午前中、上山議員さんのご質問に対しまして説明不足のところがありましたので、訂正といいますか、追加させていただきたいというふうに思います。

加悦地域については、ただでできるのかというご質問がございましたが、共聴設備というのはCATVということが町が設置するわけですが、その個人の家庭で地デジ放送が見られる仕組みづくりについては、これは個人負担が必要でございます。チューナーをつけるとか、それ用のテレビを買い換えるとか、そういった負担が必要になるということでございます。

それから井田議員さんのご質問でございますけれども、現在のところ国の方から、それらに対して補助があるとか何とかいうことは聞いておりません。

ただ都会のマンションなんかは、ほとんど共聴設備でございますけれども、それを国が負担するかどうかということにつきましては、本来こういうことは原因者負担が本当だというふうに思っておりますが、訴訟になり得るだろうということも、想定がされておるとことは聞いております。それ以上のことは聞いておりません。

それから、じゃあこちらの方はどうなるのかといいますと、実はあす京都市内におきまして、辺地地域における共聴設備地デジの放送に伴います説明会がございます。そこに担当係長を出席させる予定でございますので、その説明を聞かんと何とも言えんわけでございますが、現在のところ国の方から補助があるとか、そういったことは一切聞いていないということでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） いろいろの心配をされておられる方がたくさんあるということをお頭に置いていただきながら、余りおくれればせにならないような対応を、お願いしたいというふうに思います。

もう1つ最後に、この補正予算の中でもごみの問題がいろいろと出ております。委員会の中でも広域ごみ処理について聞かせていただきました。3月27日、きょう19日ですので1週間ほどになりました。町長にお尋ねをさせていただきます。

宮津の対応ですけれども、その後、何か変わったことがありましたのかどうか。それから一番大切なのは、どういうことになろうとも27日以降も、当与謝野町のごみを受けていただけるという確約が取れておりますのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） せんだってから宮津の方とのいろいろなやりとりの中で、一定の取り組みを市長の方でもしていただいているようですし、きょうもちょっと、実は助役を通じて電話があったんですが、なかなか直接お会いしてお話することができないんで、今現在の時点でのところ申し上げますと、波路の自治会の総会が18日にございまして、その中でお互いの思いをやりとりをされた中で、当初7年間の延長をお願いがしたいということ、宮津市の方から申し入れておられましたけれども、一度に7年間というのは無理であると。とりあえず1年の延長を考えてみよ



うというところ。

また、いろいろと宮津市が取り組むべき内容の支援策についても、きちっとしてほしいというふうな申し入れ。それと、もし継続していくのであれば年間、はっきりと金額はまだ申し上げることはできないのかもわからないんですけども、何なりかの協力金をお願いがしたいというふうなところまではいってるようでございます。

ただ、先ほど言われました27日までの延長でございますので、もう一度3月22日の、これは役員会があるようでございますので、その役員会で再度協議をした上で、一定の方向性を見出していただけるとはなにかというふうに考えておりますので、先ほど言いました自治振興対策といいますが、そうしたことも含めまして、若干もうしばらく推移を見守りたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 同一テーブルに着いたという話も聞かせていただいておりますので、できるだけいい方向でいっていただくことを願うばかりなんですけれども、先ほども言いましたようにあと1週間。本当にまた21日は祭日、次また土日が入るということで、本当にもうあつと言う間に過ぎてしまうというのが現状です。町長も忙しいでしょうけれども、いろいろと職員に指示を出しながら的確な対応ができるように、整えていただきたいなというふうに願っております。

ここでもう1点だけお尋ねをしたいんですが、今も町長が言われました、宮津市が波路地区に対して7年間延長してくれと。私はこの話を聞いたときに、何を根拠に7年間ということと言われたのかなと。7年間なんていう中途半端な数字、何の根拠もない数字で波路地区の方が、「うん」言われるなんていうことはあり得ないなというふうに感じましたが、7年間という根拠がどこにあったというふうにお考えなのか。その点についてももしよければ、お答えを願いたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 7年間の根拠ということについては、正確には聞いておりません。当初、宮津市の方は10年間の延長をお願いしたいというふうな申し入れをされたやに聞いておりますし、その中で宮津の市長も積極的に地元へも出て行かれまして、いろいろな協議をされる中で7年間ぐらいはというような話が出ておりましたが、それも今おっしゃるように根拠があるわけではないので、その後、一遍に7年間ということではなしに、とりあえずの1年の延長は考えてみよう。その間に宮津市に提起している地域振興策の進捗状況を見ながら判断したいというのが、どうも地元のそうした自治会の方のお考えのようでございます。

ですから今のところ、その協議がどのように進んでいくのか。宮津市の市長の方にお任せしてるとというのが現状でございますので。ただ、逐一いろいろと細かい状況についても助役を通じてなり、直接私なりに、今のところ情報を入れていただいておりますので、宮津市さんの取り組み方を注視したいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） あと最後に1つだけ要望しておきたいと思っておりますけれども、今、宮津市のことで大変頭を痛めておるとというのが現状です。そういう中で、宮津市例えば波路地区で7年使わせていただいたとしても、あの焼却炉建設以来、22年使うことになるというふうに思っております。

22年というたら、もう恐らくああいう施設の中で、よほどの改良を加えなければ、あとがいろいろの心配が出てくるだろうなど。ダイオキシン等々についても、排ガス規制についても、またまたどんどん厳しなっていくだろうなど。

そういう中で、今度はもう宮津市というんではなしに、やっぱりどこでどういうようにされるのかわからんですけれども、京都府等とも十分に協議をする中で、次のステップに向かっての準備を続けて早急にやっていただかないと、恐らく次のステップも、またなかなか間に合わない状態が起きてきいひんかなという危惧をしておりますので、その辺のところをくれぐれもよろしく願いたいというふうに申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりで、2市2町の首長すべてそういうふうに思っております。この間から丹後の広域圏の事務組合の後、2市2町の首長が集まってはごみの話、あるいは下水道の話等々、そのときどきの課題に応じて協議を進めておりますけれども、できるだけ早く京都府の協力を得ながら、丹後というくくりの中で何とかごみの処理ができるような方法をお互いに考えていく、あるいは申し入れいこうというふうに意見は一致しておりますので、そういう方向で進めたいというふうに考えております。

9 番（井田義之） よろしく願います。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第27号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

議 長（糸井満雄） 次に、日程第2 議案第28号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第28号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(糸井満雄) 次に、日程第3 議案第29号 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

- 9 番(井田義之) 12月補正だったと思うんですけども、いわゆる建設基金を積み立てるということで、私は大変喜んでおりました。今回それ以上の金額になるのかどうか、まだちょっと頭の中、整理ができておりませんが、基金の積立金1,900万円、が出ております。せっかく喜んだのも束の間というのか、この状態は12月からきょうまでの間に何があって、こういうことになったのかお尋ねをしておきます。

議 長(糸井満雄) 小西下水道課長。

下水道課長(小西忠一) ただいまのご質問でございますが、18年度の当初予算で約800万円ほどの積み立てを計上いたしておりました。それで先ほどご指摘のように12月補正で1,700万円の基金積み立て、合計約2,500万円の12月段階ではそういった形になっておりました。

今回の補正で財政当局とも協議した中で、一般会計からの非常に厳しい中での部分もございまして、一応この基金組み立ては取りやめるといった形になったわけでございます。

以上でございます。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

- 9 番(井田義之) 先ほどの参考資料でも一般会計の起債と下水道の起債、下水道の起債も113億円ぐらいになると思います。大きな起債がある中で、これはどんどんやっていかなければならないから、起債がふえるということでしょうけれども、供用開始後かなり年数がたつということで、私はやはり基金を積みながら進捗を進めていこうと思うと、両方の状態が必要じゃないかなということで、分担金も大分余裕ができてというのか、分担金の分を基金に積み立てるということで喜んでたわけですけども、今こうして見ると、また1,900万円減ってしまうということで、大変悩んでおるというのか、寂しいわけですけども、やはり一般会計とのいろんなバランスも考えながら、下水道会計についてはそういう財政計画をしっかりと立てていただいて、今後の下水道会計の安定ができるようなルールをつくっていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長(糸井満雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第29号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。  
よって、議案第29号 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）については、  
原案のとおり可決されました。

議 長（糸井満雄） 次に、日程第4 議案第30号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予  
算（第3号）についてを議題とします。  
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第30号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。  
よって、議案第30号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
は、原案のとおり可決されました。

議 長（糸井満雄） 次に、日程第5 議案第31号 平成18年度与謝野町土地取得特別会計補正予  
算（第2号）についてを議題とします。  
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第31号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第31号 平成18年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議長(糸井満雄) 次に、日程第6 議案第32号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小林議員。

5番(小林庸夫) それでは1点質問させていただきます。

石川の直営診療所の件でございますが、24ページの診療収入のところでございますが、予算費半分近い減額という数字が補正でなっておりますが、この主だった原因というのは、どういったことがありますのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) ただいまの議員さんのご質問にお答えをしたいというように思います。

今回提案をさせていただいておりますように、本当に外来収入で3,230万円と大変大きな額を減額をさせていただいております。

この原因はということでございますけれども、この18年度予算を策定するときには、合併前の去年の1月ぐらいに、17年度の1カ月分の予算と、それと18年度の新町の予算とを立てております。そのときに、この旧石川の診療所については、17年10月から一時お休みをしまったわけなんです、10月から再開ということで、予算見積もりの段階が、本当に診療金額がわからない状況で予算を立てております。このように、そういった予算策定のときには17年度の常勤で先生がおられたときのベースをもとに策定しておりましたので、こういったことがちょっと過大見積もりになっていたということでございます。

それと診療日数等については、常勤の場合については終日、午前・午後と週5日間の診療をお世話になっただけですが、新しく2人の先生で今お世話になっただけですが、この5日間の診療は変わりませんけれども、内容を見てみますと、5日間のうち2日間は、午前・午後の診療、あとの3日間はお昼からの診療ということになっておりますので、実質、診療時間が短くなったということで、この2つの要因によりまして、大変大きな金額を補正させていただいておりますので、ご理解いただきたいというように思います。

議長(糸井満雄) 小林議員。

5番(小林庸夫) そうしますと、外来の人数も大幅に減っているというように理解させてもらったらいいものでしょうか。

今後のこういう収入をふやされるような施策というんですか、方向づけは、もうお任せということですか。なにかアイデアをお持ちでしたら、聞かせてもらえたらと思うんですけれども。

議長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) 今後の診療費を、増額の見込みはということでございますけれども、本当にいっ

たん途中で休診をしまして、患者さんかほかの病院に移られた方を引き戻すということは大変至難の技でございますけれども、現在の先生が本当に一生懸命診療をしていただいております、患者さんの立場に立って診療をいただいております。そういったことがありまして、徐々に患者数がふえておりまして、多いときには40名を超える患者さんがおみえになるということでございます。

そういったことで、今後とも地域に密着したサービスを提供するというのと、それと新年度予算で福祉課長の方から訪問リハの関係が少し説明をいただいておりますが、予定としましては、あそこに訪問リハビリステーションの理学療法士を、べったり置くということにはなりませんけれども、週のうち何回かは診療所の方に派遣しまして、そういった理学療法士のサービスも、医療の方で提供していきたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 今も訪問看護ステーション的な意味合いのことをお考えのようでございますが、せんだってこの加悦地区のあるお医者さんが、今月でおやめになるとかというような形で、私もポリプがよく出る体質でございます、その都度取っていただいとったわけですが、そういった形でひとつぜひ残ってほしいという署名活動に、かかっておられる患者さんのお名前をお尋ねしては、歩かせてもらったんでございますが、非常に皆さんはそういった先生がおやめになるというかたちでもって困っておられると。いわゆる地区のお医者さんも、岩屋のそのお方も申されておられましたけれども、非常に岩屋の地区のお医者さんもお高齢で、今後どうなるだろうというようなことも心配もなされておられて。

せんだってちょっと申し上げましたけれども、公共交通のアンケートも集約がされておられるようでございますが、ぜひ小さな車ででも、こういった石川診療所にも回されるような、そういった交通の利便性というんですか。本当に高齢の方々の家族に車があっても、若い人が勤めに出てしまったらもう車がないというような形で、非常にお医者さんに行くのに困っておられる方が、実際に歩かせていただきますとそういったことも耳にしたり、本当に若い者がおらなくても高齢の方だけになると、余計そういった病院通いという形のことで困っておられる方もございますので、そういったこともあわせてお客さんの呼び込みの1つに。あんまりこんなのが売り上げになるとよくないんですが、それでもやっぱり健康の維持というような形で、そういった施策もあわせて取り組んでいただけたらと思っております、ちょっとそのお願いを兼ねて、質問を終わらせます。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第32号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(糸井満雄) 次に、日程第7 議案第33号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第33号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(糸井満雄) 次に、日程第8 議案第34号 平成18年度与謝野町水道事業補正会計(第3号)についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番(井田義之) この水道会計事業もなかなか難しく、わかったようでなかなかわかりにくいんですけれども、とりあえずわかる分だけ質問させていただきます。

蛇谷の堰堤ですけれども、これも私、補正で出てきたん違うかなと思ったりするんですが、何か提案説明でも土量がどうのこうのというようなことがあったんですが、そう大した金額でもなかったのに、大きな減額補正が出ておると。パーセンテージからいうと、余りにも設計がちゃんとできておったのかなという、いわゆる言葉を悪く言えばずさんな設計ではなかったかなという危惧するわけなんですけれども、これの細かくわかやすく説明をお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) 蛇谷堰堤の浚渫工事の工事請負ですけど、補正予算で1,000万円上げさせていただいておりました、これは2回上げておりました、最初600万円で、次の補正で400万円で、合計1,000万円ということで上げさせていただいておりました。

今回290万2,000円減額でありまして、精算的には709万8,000円ということで、

当初計画しておりました浚渫土量につきましては、工事を進める中で平成16年の災害のときの土砂なり、流木も流れてきたような感じが見られまして、浚渫している間にその流木なんかが発見されまして、その除去にも結構手間取りまして、ちょうど堰堤の一番下の排水口から、そういう土砂を抜く作業をしたったわけなんですけど、その流木によりましてそこが堰止めされまして、思った以上に浚渫ができなかったということで、今回この金額になりました。

まだ現地には土砂が残っておりますが、平成19年度にもう一度新たな方法によりまして、19年度でまた工事をさせていただき予算をみておりますので、その工事をさせていただいて、蛇谷堰堤の浚渫がうまくいくようにやりたいと思っております、これで取れるとこまで取って、残っておりますけど途中で中断をしたということでありまして、この金額を減額をさせていただいたという経過であります。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど事業会計よくわからないと言いましたのは、もし残っておるんであれば、普通なら繰越明許とかで残して、次の来年度の工事と一緒にするということが、できるんだらうと思うんですけども、この会計の場合にはできないということで、こういうことになつとるんでしょうけれども、今、大体意味がわかりましたけれども。

結局600万円で400万円足して、それで300万円の減額と。補正して、すぐまた減額ということなんで、余りにも一連の作業というのがもうわかりにくくなって、質問をさせていただいたわけですけども、やはりそういうことをもう少し詳しく説明をしておいていただきたいなということですよ。

それから今、来年度にもう一遍やり直すというような、積み残しがある、それも含めてなのか、それだけかわかりませんが、やり直すということなんですけれども、来年については大体どれぐらいを。私はまだ来年の予算書を見てないので、お尋ねするんですけども、来年は大体どれぐらいで、その蛇谷の堰堤の最終的な工事が終わるのか。そのことについてお尋ねいたしておきます。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） お答えしたいと思います。

大体700万円ぐらいで、あそこの堤防がありまして、そこから取水をしているわけでありまして、今現在そこの土砂を取りに行くのにに行けない状態なんです、コンボが。そのコンボが行ける地を固める作業に700万円をかけて、これはまだ来年、再来年と浚渫も残っておりますので、そのものが使えるような、そこのところまで行けるものをつくりたいということで、19年度予算として700万円を計上させていただいております。

9 番（井田義之） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）



議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第34号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。  
よって、議案第34号 平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれにて散会します。  
次回は3月23日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。  
なお、このあといったん休憩をとりまして全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんはそのまままたご参集ください。よろしくお願いいたします。  
（散会 午後3時44分）